

生徒のインターネット表現と懲戒処分  
— J.C. 事件判決合憲性判断枠組みの分析 —

Expressions by Students in the Internet & Disciplinary Action by School Authorities :  
Analysis of Framework for Constitutionality in J.C. Case Judgement

俵 野 英 二  
MATANO, Eiji

岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要  
第44号 2017年11月 抜刷  
Journal of Humanities and Social Sciences  
Okayama University Vol.44 2017

## 生徒のインターネット表現と懲戒処分 —J.C.事件判決合憲性判断枠組みの分析—

俵野英二\*

### 目次

はじめに

1. 4判決

1. 1. 4判決の概要

1. 2. 4判決における裁判官の見解の分類

2. J.C.事件判決

2. 1. J.C.事件の概要

2. 2. 当事者の主張

2. 3. 判決の内容

2. 4. J.C.事件への適用

3. 評価

3. 1. 「入口の問題」

3. 2. みなし学内表現と4判決の選択

3. 3. 4判決の適用の差異

3. 4. ティンカー基準の2つのテストの内容

3. 5. 特定個人への表現による攻撃と合憲性判断基準

おわりに

### はじめに

学校の敷地外で発信された生徒の表現は、子どもであるがゆえに大人と同じ内容の保障とは言えないとしても表現の自由が保障される<sup>1</sup>。さらに、両親の保護下にあるため、学校に課された課題で

\* 岡山大学大学院社会文化科学研究科博士後期課程

<sup>1</sup> 米沢広一「未成年者と人権」高橋和之・大石真編『憲法の争点』（有斐閣、2008年）66頁参照。合衆国最高裁は、17歳未満の子どもに対する性描写のある出版物の頒布を禁じたニューヨーク州法が問題となった事案において、大人にとってわいせつ物にあらず表現の自由の保障の範囲内にあっても、子どもにはその出版が禁じられる（いわゆる可変的わいせつ概念）とし、子どもと大人で表現の自由を享受する範囲が異なることを明らかにした。See *Ginsberg v. New York*, 390 U.S. 629 (1968)。なお、子どもの人権の制約原理については、佐藤幸治「子どもの『人権』とは」自由と正義38巻6号（1987年）10頁が、内在的制約、外在的制約に加え、パターンリズムに基づく制約の範疇を提示し、「妥当する根拠と範囲を明確にすることが必要というべきではなからうか」と主張している。

ない限り学校の検閲又は懲戒権が及ばないように見える。他方、生徒によるネットいじめ、サイバー・ハラスメント<sup>2</sup>の対策は、教育委員会・学校が中心的役割を担わなければ効果的な対策をとることができないため、学校の果たす役割に大きな期待が寄せられている<sup>3</sup>。ところが、生徒のインターネット上の表現に対する学校の懲戒権の限界について明確な指針がない。

この問題は、インターネット上で表現の自由がどこまで子どもに保障されるのかという問題と、学校外で発信した生徒のインターネット上の表現に対して学校・教育委員会の規制が憲法上どこまで許されるのかという問題を含んでいる。本稿では、後者の問題に焦点を当てて検討を進める<sup>4</sup>。ところが、日本ではインターネット上の生徒表現に対する学校の規制が裁判で争われた事例が少ない<sup>5</sup>ため、日本より裁判で争われることの多いアメリカにおける裁判例を分析することにより、日本における事案の参考としたい<sup>6</sup>。

まず、インターネット上の生徒表現に対する懲戒の合憲性の問題を論じることになるが、この問題は、生徒表現に対する学校による規制の合憲性の判断が基本となる。学校内における生徒表現に対する学校の権限に関する合衆国最高裁判所（以下「連邦最高裁」という。）の判決には、ティンカー事件判決<sup>7</sup>、フレイザー事件判決<sup>8</sup>、ヘイズルウッド事件判決<sup>9</sup>及びモース事件判決<sup>10</sup>（以下「4判決」と

<sup>2</sup> 本稿では、インターネットを使用した同じ学校の生徒を対象とした生徒のいじめをネットいじめと称し、インターネットを使用した同じ学校の教職員への嫌がらせをサイバー・ハラスメントと言う。See Renee L. Servance, *Cyberbullying, Cyber-Harassment, And the Conflict Between Schools And the First Amendment*, WIS. L. REV. 1213, 1214 (2003).

<sup>3</sup> See Jessica P. Meredith, *Combating Cyberbullying: Emphasizing Education over Criminalization*, 63 FED. COMM L.J. 311 (2010).

<sup>4</sup> 前者の問題については、先行研究がある。内野正幸『表現・教育・宗教と人権』（弘文堂、2010年）51頁以下、195頁以下、206頁以下参照。

<sup>5</sup> 日本では、高校生が行ったインターネット上の書き込みに対して学校が長時間事情聴取し停学処分としたのち、当該高校生が自殺し、両親が設置者に国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を請求した事件において、事情聴取における安全配慮義務の違反、停学処分の違法、信義則上の保護者への報告義務の違反のいずれも認められないとして請求を棄却した判決（札幌地判平成25年2月15日 LEX/DB 文献番号25500605）がある。

<sup>6</sup> アメリカにおいては、教育に関する権限が州政府にあるため、連邦憲法上の生徒の人権侵害が関係する場合に限り生徒の懲戒に関する裁判管轄が連邦裁判所にあることになるという、日本における学校の懲戒に関する裁判との構造上の相違に注意が必要である。マーサ・M.マッカーシー／ネルダ・H.キャンブロン＝マカベ（平原春好・青木宏治訳）『アメリカ教育法——教師と生徒の権利——』（三省堂、1991年）11頁参照。See *Tinker*, 393 U.S. at 507. 連邦最高裁もエパーソン事件判決（州立学校におけるダーウィンの進化論の授業を禁止する州法の修正第1条（修正第14条を介して）違反が争われた事案）において、「わが国の公教育は、全般的に州と地方の当局の管理に委ねられている。学校教育制度の日常の運営において生じ、直接的かつはっきりと基本的な憲法上の価値に関係するのではない争いの解釈に裁判所は干渉しないし、することはできない」と述べた。See *Epperson v. Arkan.*, 393 U.S. 97,104 (1968).

<sup>7</sup> *Tinker v. Des Moines Indep. Cmty. Sch. Dist.*, 393 U.S. 503 (1969).

<sup>8</sup> *Bethel Sch. Dist. No. 403 v. Fraser*, 478 U.S. 675 (1986).

<sup>9</sup> *Hazelwood Sch. Dist. v. Kuhlmeier*, 484 U.S. 260 (1988). なお、THE BLUEBOOKのルールに従い、以降の引用は *Kuhlmeier* を当事者名として事件名を省略するが、本文中は他方の当事者の学区の名称「ヘイズルウッド事件」の通称を使用する。

<sup>10</sup> *Morse v. Frederic*, 551 U.S. 393 (2007).

いう。)がある<sup>11</sup>。そこで、第1章ではこの4判決を概観する。

次に、学校外で発信されたインターネット上の表現が、どのような条件で学校内の生徒表現（以下「学内の表現」という。）と認められるかが問題（以下「入口の問題」という。）になる。また、学内の表現と認められた場合、さらに4判決のうちどの判決を適用するかが問題となる。ところで、日本よりも関係する判決が多いアメリカにおいてさえ、連邦最高裁は、これらの問題に未だ判断を示していない。そこで、第2章では、友達が学校外で猥褻な言葉を使って特定の友達の陰口を話している動画をYouTubeに投稿した女生徒を高校が懲戒処分した事件において、その合憲性が争われたJ.C.事件連邦地方裁判決<sup>12</sup>（以下「J.C.事件判決」という。）を取り上げる。この判決を取り上げる理由は、上記諸論点に網羅的な検討が加えられているからである。

J.C.事件判決に対し、ペンシルバニア州最高裁判所の事件であるが、類似の事件に対して同じ諸論点を検討した上で異なる結論を導いたベツレヘム事件判決<sup>13</sup>がある。この事件は、学校外からインターネット上のウェブサイト到校長及び教師への侮辱的な表現や殺し屋を雇うためのカンパを募集する内容を含む投稿を行った生徒に対する懲戒の合憲性が争われた。そこで、第3章はJ.C.事件判決とベツレヘム事件判決とを比較しながら、上記諸論点について論じていく。

## 1. 4判決

### 1. 1. 4判決の概要

インターネット上の生徒表現に対する学校の懲戒の合憲性を検討する前提として、生徒による「学内の表現」を規制した学校の行為の合憲性を検討した4判決を概観する。

#### ティンカー事件

ティンカー兄妹等は、ベトナム戦争反対等の意思を表明するために黒い腕章を着用して登校したことが、学区校長会の決定した方針に反し停学となった。ティンカー等は、学校職員及び学区の校長会のメンバーに懲戒の差止命令及び名目的損害賠償を求めて訴訟を提起した。連邦地方裁判所（以下「一審」という。）及び連邦控訴裁判所（以下「控訴審」という。）は、学校の停学の合憲性を認めた<sup>14,15</sup>が、連邦最高裁は、控訴審の判決を破棄し、差し戻した。

連邦最高裁は、以下のように判示した。まず、生徒は表現の自由を「校門で放棄するとはとても

<sup>11</sup> 生徒表現に対する公立学校の権限に関する連邦最高裁の判例の分析については、拙稿「公立学校の権限と生徒表現の自由——ティンカー事件判決以降の合衆国最高裁の判決の分析」岡山大学社会文化科学研究科紀要第43号141頁（2017年）参照。

<sup>12</sup> *J.C. v. Beverly Hills Unified Sch. Dist.*, 711 F. Supp. 2d 1094 (C.D. Cal. 2010).

<sup>13</sup> *J.S. v. Bethlehem Area Sch. Dist.*, 569 Pa. 638, 807 A.2d 847 (Pa. 2002).

<sup>14</sup> *Tinker*, 258 F. Supp. 971 (1966).

<sup>15</sup> *Tinker*, 383 F.2d 988 (1967).

論じ難<sup>16</sup>」く、修正第1条により憲法上保障される。他方、以前から、憲法の基本的な人権保障の条項と矛盾しない範囲で、学校内の行為を指導及び管理するための包括的な権限の必要性を州及び学校職員に認めてきた<sup>17</sup>。そこで、本件は、生徒の修正第1条の権利の行使と学校当局の規則との調整問題<sup>18</sup>である。

次に、判決は、「授業等予め設定された中で行われる討論に限定され」ず、学校内における「生徒間の個人的相互交流」を「教育課程の重要な部分」として尊重する<sup>19</sup>。とはいえ、「物理的に授業を混乱させ若しくは実質的な無秩序を伴う又は他人の権利の侵害を伴う」生徒の言論は、憲法上保護されない<sup>20</sup>（以下「ティンカー基準」という。なお、前半部分を「実質的混乱のテスト」、後半部分を「他人の権利侵害のテスト」と呼ぶ。）。

結局、実質的混乱のテストを適用し、学校活動の実際の混乱及び将来的に実質的混乱の発生の予見可能性もないことから学校の懲戒は違憲であるとした<sup>21</sup>。

#### フレイザー事件<sup>22</sup>

連邦最高裁は、ティンカー事件判決以降、実質的混乱の合理的予見がなくとも学校による生徒表現の制約が正当化される限定的な領域を認める3つの判決を下した。ティンカー事件判決に対する最初の例外となったのがフレイザー事件判決である。

ベセル高校生のフレイザーは、学校主催の生徒会役員選挙のための学校内集会で、露骨で性的な隠喩の言葉を使って仲間の応援演説をした。それがベセル高校懲戒規則に違反したとの理由で、彼は停学になった。彼と父親は、学区による修正第1条の言論の自由の権利侵害を主張して、差止命令による救済及び損害賠償を求めて提訴した<sup>23</sup>。一審は彼に勝訴の判決を下し<sup>24</sup>、控訴審は一審判決を維持した<sup>25</sup>が、連邦最高裁は、控訴審の判決を破棄した。

連邦最高裁は、次のように判示した。生徒を「共和国の市民」に育成することが公教育の目的であり、学校には生徒に市民の成人としての行為に欠かせない上品さを伝える責務がある<sup>26</sup>。さらに、連邦議会の討論と学校集会のそれとを比べると、「公立学校の生徒の憲法上の権利は、他の設定における大人の権利と同一の範囲ではない<sup>27</sup>」。授業又は学校集会などの学校の設定（以下「学校設

<sup>16</sup> *Id.* .

<sup>17</sup> *Id.* at 507.

<sup>18</sup> *Id.* at 509.

<sup>19</sup> *Id.* at 512-13.

<sup>20</sup> *Id.* at 513.

<sup>21</sup> *Id.* at 514.

<sup>22</sup> *Fraser*, 478 U.S. 675.

<sup>23</sup> *Id.* at 677-79.

<sup>24</sup> *Fraser*, 755 F.2d 1356 (1985).

<sup>25</sup> *Fraser*, 474 U.S. 814 (1985).

<sup>26</sup> *Fraser*, 478 U.S. at 683.

<sup>27</sup> *Id.* at 682-83.

定<sup>28</sup>』という。)でどのような言動が不適當かを決定することは、憲法上禁止されておらず教育委員会の責任である<sup>29</sup>。したがって、フレイザーの発言内容ではなく、下品でわいせつな言葉や態度の使用が学校教育の「基本的価値」に反していると教えるために、学校が生徒を懲戒することは正当である、と判示した<sup>30</sup>。

#### ヘイズルウッド事件<sup>31</sup>

1988年に連邦最高裁は、学校主催の生徒表現に、ティンカー事件判決に対する第2の例外を確立した。ジャーナリズムの授業で生徒が作成した学校新聞のうち、同校の女生徒の妊娠体験及び同校生徒の両親の離婚についての記事を校長が不適切であると判断し、生徒に無断でその記事が含まれる紙面全体を削除した<sup>32</sup>。その新聞の編集担当者であったクールマイヤー等の生徒は、その行為が修正第1条に基づく生徒の権利を侵害したと主張して、教職員及び学区に対して差止命令及び損害賠償を求めて訴訟を提起した<sup>33</sup>。一審は、クールマイヤー等に敗訴の判決を下したが<sup>34</sup>、控訴審は一審を破棄した<sup>35</sup>。連邦最高裁は、控訴審の判決を破棄した<sup>36</sup>。

連邦最高裁は、以下のように判示した。本件の問題はティンカー事件と異なる<sup>37</sup>。生徒の表現を普及するために学校が名前及び資材を貸す場合には、ティンカー基準を適用する必要はない<sup>38</sup>。また、フレイザー事件判決の「公立学校の生徒の憲法上の権利は、他の設定における大人の権利と同一の範囲ではない<sup>39</sup>』という修正第1条の解釈が適用されるものの、この判決の射程は「公式の学校集会での下品で、猥褻で明白に不快な」性格のものに限定される。本件のように生徒の表現を普及するために学校が名前及び資材を貸す場合には、教育者の行為が「正当な教育的関心に合理的に関連する」限り、学校主催の表現活動における生徒の言論の形式や内容に対する編集上の規制の行使は、修正第1条に反しない。したがって、権利侵害は存在しない<sup>40</sup>。

<sup>28</sup> 「学校設定」(school setting)は、教師と生徒との特別な関係によって識別される、学校が設定した生徒の活動範囲を意味する。T.L.O.事件判決においてパウエル裁判官は同意意見において、「教師と生徒の特別な関係は、生徒が活動する範囲の設定を識別する」と述べる。See *N.J. v. T.L.O.*, 469 U.S. 325, 349 (1985)(Powell J. concurring).

<sup>29</sup> *Fraser*, *id.* at 682-3.

<sup>30</sup> *Id.* at 685-86.

<sup>31</sup> *Kuhlmeier*, 484 U.S. 260 (1988).

<sup>32</sup> *Id.* at 262-64.

<sup>33</sup> *Id.* at 262.

<sup>34</sup> *Kuhlmeier v. Hazelwood Sch. Dist.*, 607 F. Supp. 1450 (E. D. Mo. 1985).

<sup>35</sup> *Kuhlmeier v. Hazelwood Sch. Dist.*, 795 F.2d. 1368 (8th Cir. 1986).

<sup>36</sup> *Kuhlmeier*, 484 U.S., at 276.

<sup>37</sup> *Id.* at 271.

<sup>38</sup> *Id.* at 272-73.

<sup>39</sup> *Fraser*, *id.* at 682-83.

<sup>40</sup> *Kuhlmeier*, *id.* at 273, 276.

モース事件<sup>41</sup>

2007年のモース事件において、連邦最高裁は違法薬物の使用を唱導すると合理的に解釈できる生徒表現に限定して、ティンカー事件判決に対する第3の例外を認めた。モース事件では、学校公認の社会的行事又は遠足として学校前の路上でオリンピックの聖火リレーを見学していたときに<sup>42</sup>、高校生のフレデリックと友人たちは、「BONG HiTs 4 JESUS<sup>43</sup>」と違法薬物の使用を唱導すると解釈できる文字を書いた横断幕を広げた<sup>44</sup>。モース校長は、彼らに横断幕を降ろすよう命じたが<sup>45</sup>、彼が指示に従わなかったので横断幕を没収し、彼を停学にした<sup>46</sup>。そこで、フレデリックは、教育委員会及び校長が彼の修正第1条の権利を侵害したとして、確認判決、停学処分の差止め、名目的損害賠償及び弁護士費用を求めて地裁に提訴した<sup>47</sup>。一番は校長及び教育委員会に勝訴の判決を下したが<sup>48</sup>、控訴審は学校の懲戒が修正第1条に違反していると判示した<sup>49</sup>。しかし、連邦最高裁は、控訴審の判決を破棄し、差し戻した<sup>50</sup>。

連邦最高裁は、以下のように判示した。聖火リレーの見学が学校主催行事であるので、フレデリックの表現は、学校内で生じた表現と見なされる<sup>51</sup>。また、過去の連邦最高裁判決は先例として機能しない<sup>52</sup>。代わりに、「学校環境の特性」<sup>53</sup>及び生徒の薬物乱用を防止する「政府の利益」により、学校には違法薬物の使用を唱導すると合理的に解釈できる言論の制約が認められる<sup>54</sup>。

## 1. 2. 4 判決における裁判官の見解の分類

4 判決における各裁判官の見解は、州及び学校・教育委員会の自律的権限を重視する見解を除く

<sup>41</sup> *Morse v. Frederick*, 551 U.S. 393 (2007).

<sup>42</sup> *Id.* at 397.

<sup>43</sup> 直訳すると「イエスのために水パイプでマリファナを一服」と解釈できる。法廷意見は前2語から「マリファナを吸おう」あるいは「マリファナを吸うことは良いことである」の二通りの解釈が可能だと判断した。

<sup>44</sup> *Morse, id.* at 398.

<sup>45</sup> *Id.* .

<sup>46</sup> *Id.* .

<sup>47</sup> *Id.* .

<sup>48</sup> *Id.* .

<sup>49</sup> *Id.* .

<sup>50</sup> *Id.* at 410.

<sup>51</sup> *Id.* at 401.

<sup>52</sup> *Id.* at 405.

<sup>53</sup> アリト裁判官は、「学校内における一般の言論の自由という原則の変更を論じるには、委任の理論ではなく学校設定の特性に基づかなければならない」と学校設定の特性を根拠にすべきと述べる。なお、アリト裁判官の学校設定の特性については、本文3.4.を参照。*Id.*, at 424 (Alito J., concurring, joined by Scalia, Kennedy, Thomas).

<sup>54</sup> *Id.* at 408-10.

と、次のように大きく2つに分類できる<sup>55</sup>。一つ目は、「生徒間の個人的相互交流」を教育課程の重要な部分であるとし、実質的混乱又は他人の権利を侵害しない限り、「生徒の表現の自由」を保障し尊重する見解<sup>56</sup>（以下「表現の自由派」という。）である。これには、ブレナン裁判官<sup>57</sup>、フォータス裁判官<sup>58</sup>、マーシャル裁判官<sup>59</sup>及びスティーヴンズ裁判官が分類される。二つ目は、学校のいくつかの限定領域において生徒は「捕らわれの聴衆」であるという学校環境の特性から聴衆たる生徒を保護する必要、及び学校設定の場における学校の教育的使命を果たすため、基本的な教育的使命に反する生徒の表現を制約し得るとする見解<sup>60</sup>（以下「秩序維持派」という。）である。これには、ティンカー事件判決におけるスチュアート裁判官の同意意見、フレイザー事件判決のバーガー裁判官の法廷意見、ヘイズルウッド事件判決におけるホワイト裁判官の法廷意見、さらに、モース事件判決のロバーツ裁判官の法廷意見、同判決のアリト裁判官の同意意見が分類される。秩序維持派は、学校には前述のように生徒の表現活動の範囲及びルールを設定する権限が付与されているとする。そして、学校の設定した場においては、生徒表現を規制する際に学校に要求される条件が緩和されてそれ以外の環境より規制権限が広く認められる<sup>61</sup>。それゆえに、限定された領域においては学校設定の特性及び学校環境の特性に応じて合憲性判断基準を検討することになる。

<sup>55</sup> ティンカー事件判決のブラック裁判官、ハーラン裁判官の反対意見、及びモース事件判決のトマス裁判官の反対意見は、州及び学校・教育委員会の自律的権限を尊重するが、少数派にとどまっている。前掲注11参照。なお、中川律は、「価値の教え込み型」と「思想の市場型」の対立、「社会の再構成型」と「社会の再生産型」、「進歩主義イデオロギー教育観」と「文化伝達イデオロギー教育観」等のティンカー事件判決におけるフォータス裁判官とブラック裁判官の見解の対立モデルを紹介したうえで、ライアンの「アカデミックな機能」と「社会的な機能」による分析を紹介する。中川律「アメリカの公立学校における憲法上の権利——公立学校での生徒の言論の自由に関する最高裁判例の分析を中心に——」法学研究論集第22号（2005年）1頁以下参照。また、世取山洋介は、リベラリズムと共同体主義の2つの公民教育法の立場の対立の視点から論じる。世取山洋介「アメリカ公立学校と市民的自由——公民教育法における修正一条法理の展開——」『教育法学と子どもの人権』市川須美子ほか編（三省堂、1998年）125頁参照。さらに、公教育における価値の教え込みと修正第1条の権利の位置づけの観点から分析をするものもある。青野篤「アメリカ公教育における価値の教え込みと生徒の修正一条の権利（1）、（2・完）」大阪市立大学法学雑誌51巻1号22頁、2号（2004年）22頁参照。

<sup>56</sup> See *Tinker, id.* at 513-14.

<sup>57</sup> See *Fraser, id.* at 687, 690 (Brennan J. concurring), (Marshall J. dissenting); *Bethel, id.* at 278-89, 281 (Brennan J. dissenting).

<sup>58</sup> ティンカー事件判決法廷意見において、フォータス裁判官はブレナン裁判官が法廷意見を書いたケイシアン事件判決の教室における「思想の市場」を引用し、その原理は学校の設定した議論に限定されないと論じた。See *Tinker, id.* at 507, 512-13.

<sup>59</sup> フレイザー事件判決において、マーシャル裁判官はブレナン裁判官の原理に賛同すると反対意見中で述べている。See *Fraser, id.* at 690 (Marshall J. dissenting).

<sup>60</sup> See *Fraser, id.* at 683-686; *Tinker, id.* at 515 (Stuart J. concurring); *Morse, id.* at 404-05, 406-08, 424-25 (Alito J. concurring).

<sup>61</sup> *Morse, id.* at 406.



## 2. J.C.事件判決

4判決を適用するにあたって問題となる諸論点をJ.C.事件判決に沿って、論点ごとに分析する。まず、はじめに述べた「入口の問題」、次に、4判決のうちどの判決を適用するかの問題から始める。そこで、まず、J.C.事件の概要を紹介する。

### 2. 1. J.C.事件の概要

下校後、13歳の女子中学生のJ.C.は、レストランでR.S.等数人の友人たちが「あばずれ (slut)」などと同級生C.C.の陰口を言っているところを自分のビデオカメラで録画し、帰宅後、自分のPCからYouTubeに投稿した。その夜J.C.は、そのビデオを見るよう友人5～10人に家にいるべき時間に学校から連絡し、さらに、C.C.にも知らせてウェブサイトからそのビデオを削除してほしいかと尋ねた。しかし、C.C.は、母親と相談してJ.C.にそのままでもいいと言った<sup>62</sup>。

翌日、C.C.は、母親とともに登校し、スクール・カウンセラーのハートに、ビデオを見て「傷心」しているので教室に行きたくないと相談した。ハートが20分から25分間彼女を説得して授業に出席させたので、彼女は1コマの授業に遅刻しただけであった<sup>63</sup>。その後、学校管理者は、J.C.及びJ.C.が撮影したR.S.等からそのビデオについて聞き取り調査をした。また、ルーサン教育長及びハートは、YouTube及び自宅のPCからそのビデオを削除するようJ.C.に求めた。

ルーサン教育長とハートは、ビデオのことをウォーレン校長に連絡した。ウォーレン校長は、学区人事課長と相談し、同課長は弁護士と相談した上で、J.C.だけを2日間の停学にした<sup>64</sup>。それに対し、J.C.は、ビバリーヒルズ統合学区及び学校管理者であるウォーレン校長、ルーサン教育長及びスクール・カウンセラーのハートに対して、彼女の修正第1条の権利を侵害したことを理由に訴訟を提起した。J.C.は、①校長等に対する損害賠償、②差止による救済、③学区に対する名目的損害賠償を請求した<sup>65</sup>。

なお、学校ではYouTubeを含むSNSがフィルターでブロックされているので、生徒は、学校のコンピュータからそのサイトに接続できないが、インターネットに接続可能な携帯電話を使用すれば閲覧できた。しかし、生徒は学校内での携帯電話の使用が禁止されていた<sup>66</sup>。

### 2. 2. 当事者の主張

J.C.側(原告)は、次のように主張した。学校外にいるときに学校の備品を使わないでビデオを作り、

<sup>62</sup> J.C., 711 F. Supp. 2d 1094, 1097-98 (C.D. Cal. 2010).

<sup>63</sup> *Id.* .

<sup>64</sup> R.S.等下品な言葉でC.C.の陰口を言った女生徒たちは、学校から懲戒されなかった。*Id.* .

<sup>65</sup> *Id.* at 1097.

<sup>66</sup> *Id.* .

それをインターネット上に投稿したので、彼女の行為を規制する権限は学校にはない<sup>67</sup>。さらに、YouTubeのウェブサイトに学校のコンピュータから生徒は接続できないので、そのビデオが学校に到達することは予見不可能であった<sup>68</sup>。

他方、学区側（被告）は、次のように主張した。まず、調査のために5人の生徒がいくつかの授業を受け損ねたこと<sup>69</sup>、C.C.はそのビデオによって「決まりの悪さを感じ、感情が傷つき、そして彼女は一時的に授業に行きたく」なくなったこと<sup>70</sup>、さらに、教育長、校長、スクール・カウンセラー（被告）が、J.C.(原告)の「行為によって生じた混乱に対処するために他の業務から引き離され」、「ドニンガー事件<sup>71</sup>のような実質的混乱が生じた<sup>72</sup>」ことから、実質的混乱のテストに基づきJ.C.への学校の懲戒は正当である。

さらに、「噂話したり、自分の発言がオンライン上で暴露されるかを生徒が心配したりするあまり、授業中生徒が集中できないこと<sup>73</sup>、また、C.C.は派閥を持たないため、そのビデオが同級生に暴力を振うようけしかける可能性があることを経験上恐れた<sup>74</sup>」という、将来の実質的混乱の合理的な確信に基づいて、教育長はJ.C.の懲戒を決定した。さらに、「他人の権利」侵害のテストに関して判断したハーパー事件判決<sup>75</sup>を引用して、「彼女らに自分の価値を疑わせることになる精神的な攻撃から生徒を保護する責務をカリフォルニア州の学校は有している<sup>76</sup>」からであると述べた。

<sup>67</sup> *Id.* at 1105. なお、J.C.側（原告）は、主張の根拠として以下のトマス事件判決及びポーター事件判決を引用した。前者は、ナショナル・ランプーン（性的な風刺を専門としている出版物）を模した、学校非公認の新聞をほぼ学校外で作成し販売した生徒の懲戒に対し、「学校施設外の表現を理由に制裁を課す権限は学校職員にはない」と判示したものである。後者は、「様々な武装をした人による包囲戦の状況下の学校の絵」が描かれたメモ帳を彼の弟がそうと知らずに学校へ持って行き、学校がその絵で彼を退学にしたという事件に対し、その絵が「学校のキャンパス内の生徒の言論を構成するとの認定を採用することはでき」ず、「懲戒行為が彼の修正第1条の権利を侵害した」と判示したものである。See *Thomas v. Bd. of Educ.*, 607 F.2d 1043 (2d. Cir. 1979); *Porter v. Parish Sch. Bd.*, 393 F.3d 608 (5th Cir. 2004).

<sup>68</sup> *J.C.*, *id.* at 1103.

<sup>69</sup> *Id.* at 1107.

<sup>70</sup> *Id.* at 1117.

<sup>71</sup> ドニンガー事件において、エイブリー（生徒）は、学校が行事を中止したことを批判し、行事の中止についての不平を学校職員に述べるよう勧めるメッセージを、自分の学校の生徒や保護者にメールし、また彼女の個人的なブログにも投稿した。その結果、学校は行事について多くのメールや電話を人々から受け取った。裁判所は、エイブリーのメッセージが学校のキャンパスに届くだろうと合理的に予見されたので、ウィスニュースキーの準則をエイブリーの言論に適用して、エイブリーのメッセージはティンカー事件判決によって律せられると結論付け、実質的混乱の基準を充たしたと認定した。See *Doninger v. Niehoff*, 527 F.3d 41 (2d. Cir. 2008).

<sup>72</sup> *J.C.*, *id.* .

<sup>73</sup> *Id.* at 1119.

<sup>74</sup> *Id.* at 1120.

<sup>75</sup> *Harper v. Poway Unified School District*, 549 U.S. 1262, 127 S. Ct. 1484, 167 L. Ed. 2d 225 (2007).

<sup>76</sup> *J.C.*, *id.* at 1123.

## 2. 3. 控訴審判決の内容

### 2. 3. 1. 「入口の問題」

J.C.側（原告）は、学校の備品を使用していない学校外の生徒表現に学校の懲戒権は及ばないと主張したが、連邦最高裁判決にはその問題を取り扱ったものが未だなかった<sup>77</sup>。そこで、J.C.事件判決は、他の下級審判決が4判決をいかに適用したかを生徒表現の発信源を指標にして次のように3つに分類して検討した<sup>78</sup>。

第1に、発信源を考慮せずにティンカー事件判決を適用した判決例として、同級生を殺すことを主題にした絵と詩を書いた生徒を緊急退学とした学校を支持したラビン事件<sup>79</sup>を次のように紹介した。裁判所は、その詩が学校活動と全く無関係に学校外で書かれたことを考慮せず、ティンカー基準を適用した。その理由は、学校外の行為であっても学校内の実質的混乱のリスクを予見させ得るため、基準の適用に際して発信源に重点が置かれていないからである、と論じた<sup>80</sup>。

第2に、表現の発信源を考慮して「入口の問題」の条件を満たした場合に4判決を適用した判決<sup>81, 82</sup>があることを指摘する。例として、前述のベツレヘム事件を挙げ、学校の懲戒が正当であったか否かを決定する際には、ティンカー事件判決の対象となる学内の表現か、又は「修正第1条の保護がいくらか厳格なレベルの対象とおそくなる」純粋な学外の表現であるかを裁判所が最初に決定しなければならない、と指摘した<sup>83</sup>。ここから、4判決を適用するには、ウェブサイトと学校のキャンパスとの間に「十分な関係」があることが必要である、と論じた<sup>84</sup>。

<sup>77</sup> J.C., *id.* at 1102-03.

<sup>78</sup> カルボス等は、J.C.事件判決を学校外に発信源を持つ生徒表現の問題に対処した判決を徹底的に分析したと評価している。See Raul R. Calvoz, Bradley W. Davis and Mark A. Gooden, *Constitutional Implications Of School Punishment For Cyber Bullying*, *Cardozo L. Rev.* De Novo 104, 107 (2014) n.11.

<sup>79</sup> ラビン事件において、ジェームズは、夕方学校外で学校の教育課程とまったく無関係に詩を書き、それを彼の教師の一人に見せに持って行った結果、最終的に校長の知るところとなった。その詩及びジェームズの生い立ちが調査され、結局ジェームズは退学になった。See *LaVine v. Blaine Sch. Dist.*, 257 F.3d 981 (9th Cir. 2000).

<sup>80</sup> J.C., *id.* at 1103.

<sup>81</sup> ウィスニーウスキー事件において、アロン（中等学校生）は、血が飛び散っている人の頭に弾丸を発射している拳銃の絵とその下に「バンダー・モレン先生を殺せ」と書かれたアイコンを自分のパソコン上で作ったことを理由に停学になった。裁判所は、最初にアロンのアイコンと学校のキャンパスとの間の関係を彼の「アイコンが学校施設に到達するだろうと合理的に予見されることが証明されなければならないか」、又は「本当に到達した」かに関して論じ、ティンカー事件判決を適用した。See J.C., *id.* at 1104 (citing *Wisniewski, id.* at 36).

<sup>82</sup> J.C., *id.* at 1105 (citing *Doninger v. Niehoff*, 527 F.3d 41, 50-52 (2d Cir. 2008)).

<sup>83</sup> ベツレヘム事件では、学校職員についての乱暴で軽蔑的なコメントを含むウェブサイトを生徒が作成したことを理由に学校はJ.S.を懲戒した。J.S.は授業中にウェブサイトに接続して他の生徒にそれを知らせていたこと、各教職員は学校でそのウェブサイトに接続することもでき、またそのウェブサイトの対象でもあったことから、裁判所は「ウェブサイトの内容が生徒から教師にわたることは、まぬかれなかった」と認定した。See J.C., *id.* (citing *J.S. v. Bethlehem Area Sch. Dist.*, 569 Pa. 638, 807 A.2d 847, 864 (Pa. 2002)).

<sup>84</sup> J.C., *id.* (citing *Bethlehem, id.* at 865).

第3に、適用を否定した判決例として、J.C.側（原告）が自らの自らの行為に学校の懲戒権が及ばない証拠として引用したトマス事件連邦控訴審判決及びポーター事件連邦控訴審判決を紹介した。トマス事件において連邦控訴審は、「些細なことを除く関連行為の全てが、校門の外で行われるよう慎重に計画された」ので、「本件は、表現が学校施設外であるため、制裁を課す権限が学校職員にはない<sup>85</sup>」。したがって、ティンカー事件判決は適用できず<sup>86</sup>、言論を懲戒する学校の権限は、公共の場において公務員が遵守すべき原理と同じものに律せられる<sup>87</sup>と、判示した。また、ポーター事件において連邦控訴審は、「(その絵を) 学校に持っていく意図は全くなく」、また「彼の絵が登校中に見つかる機会を増やす行動をとっていなかった」ので、「アダム絵が学校キャンパス内の生徒言論に該当するとは認められない」と判示し<sup>88</sup>、学校の懲戒行為がアダム絵の修正第1条の権利を侵害したと、結論を下した<sup>89</sup>。

J.C.事件判決は、以上の分類から学校外でインターネット上に発信された生徒表現を、次のように分類して検討した。

まず、学校外で発信された生徒表現を、①発信後発信者によって学校内に持ち込まれ、又は学校当局が認知した場合、②未だ表現が学校キャンパスに到達していないが、生徒表現と学校キャンパスとの間に十分な関係がある場合、さらに③学校外表現とする意図及び態度が認められる場合に分けた。①の場合は、生徒の意図に関係なく、学校が学校業務に関して影響が及ぶかを予見しえたとき、4判決の問題とする。②の場合は、生徒の意図及び表現内容から学校に到達することが合理的に予見可能である場合は、学内の表現と見なす。③の場合は、純粋な学校外表現とする。

次に、4判決は、モース事件判決を除き、学内で表現された事件であった。そこで、インターネット上の生徒表現への学校の規制の合憲性審査をどの判決に依拠して判断するか問題であったが、多数の下級審判決は、ティンカー基準の実質的混乱のテストを適用して対応してきた。すなわち、「学内の表現」か「学外の表現」かに分類した上で、前者にティンカー事件判決を適用し、後者に「公

<sup>85</sup> トマス事件では、ナショナル・ランブーンを模して生徒の家及び学校外で学校の時間外に、数人の生徒が自分たちで学校非公認の新聞を作成した。それに気づいた1人の教師が新聞のコピーを教室のロッカーで保管することを生徒に許したことを除き、トマスは、彼らの新聞と学校の間関係をすべて切断しようと懸命に努力した。彼らは新聞を学校の外で印刷し、放課後学校のキャンパスから離れた店で新聞を販売した。これらの努力にもかかわらず、ある生徒がその新聞を学校に持ってきたため、トマスはその性的な内容を理由に懲戒された。See *J.C., id.* (citing *Thomas, id.* at 1050).

<sup>86</sup> *J.C., id.* at 1106 (citing *Thomas, id.* at 1050 n.13).

<sup>87</sup> *J.C., id.* (citing *Thomas, id.*).

<sup>88</sup> *J.C., id.* at 1106-07 (citing *Porter, id.* at 615).

<sup>89</sup> *J.C., id.* (citing *Porter, id.*).

共の場において言論を律する一般原則」を適用する<sup>90</sup>（以下「生徒表現二分論」という。）。これに対しJ.C.事件判決は、「学内の表現」、「純粋な学外の表現」と区別しつつ、学校外で発信された表現と学校のキャンパスとの間に十分な関係があるものを学内の表現とみなし（以下「みなし学内表現<sup>91</sup>」という。）、上記学内・外の表現にみなし学内表現を加えた（以下「生徒表現三分論」という。）、<sup>92</sup>。そして、みなし学内表現には、4判決が適用可能であるとした。

### 2. 3. 2. 4 判決間の選択

J.C.事件判決は、ティンカー事件判決に対する例外の該当性について、J.C.のYouTubeのビデオは、学校主催の行事に関係して作成されて送信されたものでもなく、違法薬物を容認するものでもない、ヘイゼルウッド事件判決及びモース事件判決は明らかに適用されないとした<sup>93</sup>。とはいえ、学校外でインターネット上に発信された生徒表現にわいせつ表現が含まれる場合、ティンカー事件判決とフレイザー事件判決の関係が問題となる。J.C.事件判決は、フレイザー事件判決の理論が生徒に礼儀正しさを教える「学校の義務」に根差しているので<sup>94</sup>、「学校内で生じた表現」に限定するべきであると論じた<sup>95</sup>。

### 2. 3. 3. ティンカー基準の2つのテスト

以上から、J.C.事件判決は、ティンカー基準が適用されるとした。ティンカー基準には、実質的

<sup>90</sup> 例えば、バツレヘム事件は「ティンカー事件判決の対象となる学校内の言論か、又は「修正第1条の保護がいくらか厳格なレベルの対象とおそくなる」純粋な学校外の言論であるかを裁判所が最初に決定しなければならない」と指摘する。前掲注83参照。また、ブルーマウンテン学区事件判決の同意意見においてスミス裁判官は、「学校外の言論は、それが持ち込まれると予想されるだけで学校内の言論に変わったりしない」と述べる。See *J.S. v. Blue Mountain Sch. Dist.*, 650 F.3d at 939-40 (Smith, J., concurring).

<sup>91</sup> ロリラードは、学内「遠隔表現」(on-campus "telepresence") と呼ぶ。See Christine Metteer Lorillard, *When Children's Rights "Collide": Free Speech vs. the Right to Be Let Alone in the Context of Off-Campus "Cyber-Bullying"*, 81 MISS. L.J. 189, 196 n.35 (2011) (citing Kenneth R. Pike, *Locating the Misplaced Gate: Revitalizing Tinker by Repairing Judicial Overgeneralizations of Technologically Enabled Student Speech*, 2008 BYU L. REV. 971, 973 (2008)).

<sup>92</sup> マーキーは、「学校内のインターネット上の表現を教育委員会がティンカー事件判決に基づいて懲戒できる表現」及び「学校外のインターネット上の表現を教育委員会が憲法上懲戒することができない表現」と2分類の定義をした上で、「地理的な発信源又は受信によって言論を定義する概念は、生徒の言論を処罰する教育委員会の権限の範囲を制限する単なる法律構成にすぎない」と批判する。See J. P. Markey, *Enough Tinkering with Students' Rights*, 36 CAP. U. L. REV. 129, 149 (2007).

<sup>93</sup> *J.C.*, *id.*, at 1103.

<sup>94</sup> *J.C.*, *id.* at 1110.

<sup>95</sup> J.C.事件判決は、「他の人への言論の提示方法と公立学校教育の『基本的価値』に全く反する猥褻さを区別する権限が学校には付与されているので、『性的に露骨』であるが法律上の猥褻に該当しない演説を集会でしたことを理由に公立学校は生徒を懲戒し得ると、我々はフレイザー事件判決において判示した」というヘイゼルウッド事件判決を引用して、その根拠とする。See *J.C.*, *id.* at 1109-10 (citing *Hazelwood*, 484 U.S. at 266-67).

混乱のテスト及び「他人の権利」侵害のテストが含まれている。J.C.事件のように、特定の生徒が標的にされたとはいえ授業活動が実質的に妨害された事実がない場合、「予見可能な将来の実質的混乱の恐れ」の認定が問題となる。判決は、「予見可能な混乱の恐れを指し示す証拠又は事実」に学校の懲戒の決定が基づいているかどうかを裁判所は判断しなければならない」と論じた<sup>96</sup>。

さらに、判決は、C.C.が傷心し教室に一時行けなくなったことによって学校側（被告）の懲戒処分が正当化されるかを判断するため、「他人の権利」侵害のテストを検討した。そして、このテストを充たした場合、実質的混乱のテストが充足されていなくてもその言論を学校は禁止することができる<sup>97</sup>と述べた。

### 2. 3. 4. 「他人の権利」のテスト

「他人の権利」侵害のテストの適用の際に、「他人の権利」の内容は何かが問題になる。

この問題について、J.C.事件判決は、以下に述べるハーパー事件判決<sup>98</sup>を引用した。ハーパー事件判決は、学校の定めた「沈黙の日」にホモ・セクシャルを非難する宗教上のメッセージが描かれたTシャツを敢て着た生徒の行為をティンカー事件判決に基づき他の生徒の権利を侵害したと判決した。「沈黙の日」とは、「他人、特に異なる性的指向の人への寛容を教える」ことを目的として学校が設定した日である。そして、J.C.事件判決は、ハーパー事件から「他人の権利」侵害のテストの「他人の権利」が「中心的な特徴」に、すなわち人種、宗教、性的指向による差別に限定されることを導いた<sup>99</sup>。ヘイト・クライムとして違法となる<sup>100</sup>表現は、修正第1条では保護されないと解したといえよう<sup>101</sup>。

### 2. 4. J.C.事件への適用

J.C.事件判決は、これまで定立してきた準則を以下のように事件に適用した。まず、第1に、J.C.事件判決は、「入口の問題」について、J.C.のビデオが現実に学校でみられたこと、インターネットを介したこと、J.C.がC.C.や友人にビデオを見るよう連絡したこと、及び学校関係者が見たら学校

<sup>96</sup> J.C., *id.* at 1115.

<sup>97</sup> J.C., *id.* at 1122.

<sup>98</sup> *Harper v. Poway Unified Sch. Dist.*, 549 U.S. 1262 (2007).

<sup>99</sup> J.C., *id.* at 1123.

<sup>100</sup> 1968年の公民権法は、「人種、皮膚の色、宗教又は国民の出身」を理由にした暴力等を連邦の犯罪とした。また、1990年のヘイト・クライム統計法は、「人種、宗教、障害、性的指向、又は民族」を理由とする殺人などの一定の犯罪を連邦政府が情報収集することを定めている。See *The Civil Rights Act of 1964* (Pub. L. 88-352, 78 Stat 241, enacted July 2, 1964); *The Hate Crime Statistics Act of 1990* (Pub. L. 101-275, 104 Stat. 140, enacted April 23, 1990).

<sup>101</sup> バイストロン事件判決は、「生徒の修正第1条の権利は、『他人の権利の侵害を…含む』表現に及ばない」、そして『不法行為責任の結果をもたらすその言論』さえ含まなければ、とこのフレーズを読む」と論じる。*Bystrom v. Fridley High Sch. Indep. Sch. Dist. No.14*, 822 F.2d 747, 752 (8th Cir. 1987).

に知らせに行くと思われる内容であったことから、学外の表現と学校のキャンパスとの間に「十分な関係」の存在を認めた<sup>102</sup>。また、トマス事件やポーター事件とは異なり、J.C.は、彼女の表現が学校に届く機会を増加させるような行動をしていると判示した<sup>103</sup>。

第2に、J.C.事件判決は次のように合憲性判断基準を選択した。すなわち、J.C.のYouTubeのビデオは、学校主催の行事に関係して作成されて送信されたものでもなく、違法薬物を容認するものでもないで、ハイゼルウッド事件判決及びモース事件判決は明らかに適用されない。みだらで、わいせつで明らかに不快な言葉をJ.C.のビデオは確かに含んでいるが、フレイザー事件判決も「学校内で生じた表現に限定される」ので適用されない。結局、YouTubeのビデオは明らかに「その他すべての言論」のカテゴリに分類され、ティンカー事件判決に規律される<sup>104</sup>。

第3に、ティンカー基準の実質的混乱のうち「実際の混乱」の要件は、狼狽した親及び一時的に授業に出るのを拒否した生徒に対処しなければならなかったこと、及び5人の生徒が授業のいくつかを受け損ねたことだけでは、充足されない<sup>105</sup>。「予見可能な将来の実質的混乱の恐れ」も、「緩やかな注意散漫又は好奇心」以上のものを生み出さなければ審査基準を充たさない<sup>106</sup>。また、一般に10代は感情的に脆くて相手を中傷するけんかをしばしばするという理由では、学校の懲戒を支持できない<sup>107</sup>。

最後に、J.C.のビデオは人種、宗教又は性的指向を根拠にC.C.を攻撃していないので、「他人の権利」侵害の基準を適用しない、と判示した<sup>108</sup>。

結局、J.C.事件判決は、修正1条によって保障されるJ.C.の権利を教育長、校長、スクール・カウンセラーが侵害したことを認め、それによる損害賠償及び停学の差止めによる救済を容認した。また、校長等の限定的免責の主張を容認し、損害賠償責任を免除した<sup>109</sup>。

### 3. 評価

#### 3. 1. 「入口の問題」

以上のJ.C.事件判決の判断枠組みの特徴を明確にするために、J.C.事件判決と類似の事件であるベツレヘム事件判決<sup>110</sup>を主として対比させながら論じる。

J.C.事件判決によれば、発信後に学内に持ち込まれ又は学校が認知した学外の表現に、多くの裁

<sup>102</sup> *J.C., id.* at 1108.

<sup>103</sup> *J.C., id.* .

<sup>104</sup> *J.C., id.* .

<sup>105</sup> *J.C., id.* at 1117.

<sup>106</sup> *J.C., id.* at 1119-20.

<sup>107</sup> *J.C., id.* at 1122.

<sup>108</sup> *J.C., id.* at 1123.

<sup>109</sup> *J.C., id.* at 1126.

<sup>110</sup> *Bethlehem Area Sch. Dist., id.* .

判所が、発信源を考慮せずにティンカー基準の実質的混乱のテストを適用している<sup>111</sup>。これに対し、J.C.事件判決は、一般論ではあるがインターネット上の生徒表現に対する学校の懲戒に関する判断枠組みを提示しようとした。すなわち、4判決を適用する前提条件に「入口の問題」の検討を要するとした。これによりみなし学内表現に該当する場合、当該表現の類型に応じて4判決を選択・適用するとした。その上で、J.C.事件判決は、わいせつな表現を使用して生徒が特定の生徒を攻撃の標的とした事件に、ティンカー基準の実質的混乱のテストを適用した<sup>112</sup>。

ベツレヘム事件判決<sup>113</sup>及びJ.C.事件判決は、学校外で発信された生徒表現を判断する際に、「入口の問題」という前提条件を加える修正を行うものである。J.C.事件判決は、この「入口の問題」を設定すれば、トマス事件及びポーター事件のように、本来学校と無関係に流布したり、あるいは流布させるつもりがないゆえに、一般の表現の自由の法理の下で許されるはずだった生徒のプライベートな学校外の表現活動にまで、ティンカー基準が適用されるという不都合が回避できることを明確に示した。他方、ベツレヘム事件判決は、「入口の問題」を、「学校環境に特有の配慮」が必要とされる関係か否かの問題とし、学校内表現と評価される場合、より強い制約を学校に認めた<sup>114</sup>。

次に、「入口の問題」を充たすには、いかなる「条件」を内容とするかが問題となる。様々な見

<sup>111</sup> *J.C., id.* at 1103 (citing *Shanley v. Northeast Indep. Sch. Dist.*, 462 F.2d 960, 970-71 (5th Cir. 1972); *Boucher v. Sch. Bd. of Sch. Dist. of Greenfield*, 134 F.3d 821, 827-28 (7th Cir. 1998); *Killion v. Franklin Reg'l Sch. Dist.*, 136 F. Supp. 2d 446, 455 (W.D. Pa. 2001); *Emmett v. Kent Sch. Dist. No. 415*, 92 F. Supp. 2d 1088, 1090 (W.D. Wash. 2000); *Beussink v. Woodland R-IV Sch. Dist.*, 30 F. Supp. 2d 1175, 1180 (E.D. Mo. 1998); *O.Z. v. Board of Trustees of Long Beach Unified Sch. Dist.*, No. CV 08-5671 ODW, 2008 U.S. Dist. LEXIS 110409, 2008 WL 4396895 (C.D. Cal., Sept. 9, 2008); *Pangle v. Bend-Lapine Sch. Dist.*, 169 Ore. App. 376, 10 P.3d 275, 285-86 (Ct. App. Or. 2000)).

<sup>112</sup> 田中由佳は、「入口の問題」を明示的に扱わず、「学校の権限は限定的にとらえながらも、ネット上での表現が学校に持ち越される形で蔓延し、学校での混乱をもたらすとの予測が合理的に判断できる場合には、個々の事情を加味しながらではあるが学校による規制が許容されることになるであろう」と述べ、学校の権限の限定として捉えている。田中由佳「公立学校における他人を傷つける表現の規制をめぐる憲法問題——アメリカの判例・学説の一考察——」*阪大法学*64巻1号(2014年)157, 175頁。

<sup>113</sup> ロリラードは、この判決以降12年間「入口の問題」の流れを作ってきていると評価している。Christine Metteer Lorillard, *When Children's Rights "Collide": Free Speech vs. the Right to Be Let Alone in the Context of Off-Campus "Cyber-Bullying"*, 81 *Miss. L.J.* 189, 225 (2011).

<sup>114</sup> *See Bethlehem Area Sch. Dist., id.* at 665.



解がある<sup>115</sup>が、J.C.事件判決は、学校外の生徒表現が①学校に到達した、又は②学校に到達することが合理的に予見可能であり<sup>116</sup>、さらに③当該表現が学校に到達することを表現者が認識または合理的に予見しえないような特殊な事情がないことを挙げている。学校による制約を学校外に拡大するので、学内の表現と見なしうる客観的状況及び表現者の認識を条件とすることにより、学校の利益と生徒の表現の自由とのバランスを図る意図が見られる。他方、ベツレヘム事件判決もJ.C.事件判決と同様に当該表現と学校のキャンパスとの間に十分な関係があることを要件とし、前述の①及び②の場合を挙げる<sup>117</sup>。しかし、③の場合に分類されるトマス事件を、純粹に学校外の表現であっても学区の規制又は懲戒の対象に直面した事件と評価し、学校外表現もティンカー基準の対象としうるとする<sup>118</sup>。このような扱いをすれば、学校の利益が重視される逆転した運用となる。

ここで、「学校に到達する」の意味が問題になる。ベツレヘム事件判決は、特定の学校やその関係者に向けられた表現が、発信者によって学校内に持ち込まれるか、又は学校内でアクセスされた場合を「到達」と認定した<sup>119</sup>。他方、J.C.事件判決は、一般に公開されたビデオを発信者以外の学校関係者が学校内でアクセスしたことを以って学校への「到達」を認定した<sup>120</sup>。

### 3. 2. みなし学内表現と4判決の選択

「入口の問題」を考慮しないラビン事件控訴審判決によれば、生徒の表現が学校に持ち込まれるか、

<sup>115</sup> 地理的条件を重視する見解は、田中由佳（学校に持ち越される形で蔓延し、学校での混乱をもたらすとの予測が合理的に判断できる場合に、個々の事情を加味する）、福岡久美子（学校内に届くことを意図した表現、または意図したかどうかに関わらず学校環境に入った表現）及びカルバート（学校が管理するコンピュータにダウンロードするか、または他の生徒に勧めることによって、学校内に持ち込む場合）がいる。田中由佳「公立学校における他人を傷つける表現の規制をめぐる憲法問題——アメリカの判例・学説の一考察——」阪大法学64巻1号（2014年）157、175頁、福岡久美子「サイバースペースにおける生徒の表現の自由」同志社女子大学総合文化研究所紀要31巻16、28頁（2014年）参照。See Clay Calvert, *Off-Campus Speech, On-Campus Punishment: Censorship of the Emerging Internet Underground*, 7 B. U. J. SCI & TECH, L. 243, 285 (2001). 表現者の主観を重視する見解は、マーキー（意図的又は未必的な表現の配信）がいる。See J. P. Markey, *Enough Tinkering with Students' Rights*, 36 CAP. U. L. REV. 129, 150 (2007). 表現内容を重視する見解は、宮原均（内容が、教職員・生徒等に関わるもの）及びサーバンス（表現と学校のキャンパスとの間の関係を否定的な「衝撃の分析」によって行う）がいる。宮原均「アメリカにおける生徒の学校内・外の表現規制」東洋法学57巻1号（2013年）1、23頁参照。See Renee L. Servance, *Cyberbullying, Cyber-Harassment, and The Conflict Between Schools and the First Amendment*, WIS. L. REV. 1213, 1239 (2003)。その他、多元的に分析するキング（多元的な要素（作成場所又は使用資源、閲覧場所、学校内でその話題を議論した生徒数、学校がとった手段、学校の対応の適切さ）により評価される場合）がいる。See Virginia King, *Constitutionality of Cyberbullying Laws: Keeping the Online Playground Safe for Both Teens and Free Speech*, 63 VAND. L. REV. 845, (2010).

<sup>116</sup> スミス裁判官の同意意見参照。前掲注90参照。

<sup>117</sup> *Bethlehem Area Sch. Dist.*, *id.* at 668.

<sup>118</sup> *Id.* at 666.

<sup>119</sup> 実際、ベツレヘム事件は、J.S.本人が学校内でウェブサイトアクセスして友人に見せており、「到達」の該当性を判断する際に、第三者の関与を考慮する必要がなかった。See *Bethlehem Area Sch. Dist.*, *id.* at 668.

<sup>120</sup> *J.C.*, *id.* at 1108.

学校が認知すれば学内表現とされ、4判決の選択の問題から分析を始める。4判決の相互の関係は、ティンカー事件判決を一般原則と解し、残りの3つの判決は限定された例外とした<sup>121</sup>。すなわち、「(1) 猥褻で、みだらで、卑猥で、そして明らかに不快な表現は、フレイザー事件判決によって律せられ、(2) 学校主催の表現は、ヘイゼルウッド事件判決によって律せられ、そして、(3) これらの領域のどれにも分類されない表現は、ティンカー事件判決によって律せられる<sup>122</sup>」。結局、生徒が書いた詩は、政治的内容ではないが、例外に該当しない理由からティンカー事件判決が適用された。

他方、「入口の問題」を考慮するベツレヘム事件判決は、生徒表現二分論を採用し、学校及び学校関係者に向けられた内容を発信した生徒によって学内でアクセスされた表現を「学内の表現」とみなしたので、フレイザー事件判決が適用可能であるとした<sup>123</sup>。そして、「ティンカー事件における政治的な言論とフレイザー事件において公式な学校集会で演説された猥褻で不快な言論にまたがっている<sup>124</sup>」として、両判決を適用した<sup>125</sup>。同判決は、4判決の適用の際、学校内・外の地理的条件を1つの要因に過ぎないと考え、学校環境の特性及び学校設定の特性と当該表現との関わりから問題を捉える。したがって、地理的に学外表現であっても、「入口の問題」の条件を満たす限りティンカー事件判決を適用し得るとし、一般論で学外表現への4判決の適用可能性を認めた。

これらに対し、J.C.事件判決は、生徒表現三分論を採用し、学校外で発信された生徒表現のうち「入口の問題」を充たしたものを「みなし学内表現」とした。そして、J.C.事件判決は、「みなし学内表現」に対するフレイザー事件判決の適用を拒否した。このように、J.C.事件判決が生徒表現三分論を採用した背景には、以下のように生徒の表現の自由を尊重する意図が見られる。すなわち、学校外で発信された生徒表現への規制の合憲性判断にまで4判決の適用を拡大することは、生徒の表現の自由への制限を強化することになる。そこで、「入口の問題」を導入し拡張場面を限定したと考えられる。

### 3. 3. 4判決の選択の差異

前述のように、ベツレヘム事件判決は、ティンカー基準の実質的混乱のテストとフレイザー事件判決を併用して適用した。しかし、J.C.事件判決は、フレイザー事件判決の適用を拒否した。その

<sup>121</sup> *LaVine*, 257 F.3d 981 (9th Cir. 2000).

<sup>122</sup> *Id.* at 988-89.

<sup>123</sup> See *Bethlehem Area Sch. Dis.*, *id.*

<sup>124</sup> *Bethlehem Sch. Dist.*, *id.* at 669.

<sup>125</sup> *Id.* at 671-72. なお、ベツレヘム事件判決は、J.C.事件判決が引用しなかったフレイザー事件判決のみに焦点を当てた判決 *Boroff v. Van Wert City Bd. of Educ.*, 220 F.3d 465 (6th Cir. 2000)、ティンカー事件判決及びフレイザー事件判決の両方を適用した判決 *Denno v. Sch. Bd. of Volusia County, Florida*, 218 F.3d 1267 (11th Cir. 2000)、3つの連邦最高裁生徒表現判例を適用した判決 *Chandler v. McMinnville Sch. Dist.*, 978 F.2d 524 (9th Cir. 1992) を引用している。See *Bethlehem Sch. Dist.*, *id.* at 671-72.

理由は、J.C.事件判決は、ティンカー事件判決を一般原則とし、残りの3判例を「学校が言論を制約し得る狭い領域<sup>126</sup>」に適用される例外と、4判決の相互関係を捉えたからである<sup>127</sup>。フレイザー事件は、学校が設定した公式の学内集会における猥褻表現が問題となった。これに対し、J.C.のビデオは、放課後、自分の機材を使用して作成し、一般に公開されているSNS上に投稿されたため、学校設定と明らかに無関係であり、生徒は囚われの聴衆の状態でもない。したがって、J.C.のビデオは、「みなし学内表現」と認められたとしても、実質的にフレイザー事件判決の射程外である。

このようにJ.C.事件判決は、みなし学内表現を創出することによってフレイザー事件判決の適用を回避した。ここで、J.C.のビデオは、「学校設定」の特別な配慮が必要な環境でなされた表現ではないので、フレイザー事件判決を適用できないと、「学校設定」の概念で説明が可能であったにもかかわらず、なぜそうしなかったのか疑問が生じる。これは、J.C.事件判決が、1章で述べた最高裁判官の分類という表現の自由派に分類される見解を採用していることに起因していると思われる<sup>128</sup>。同判決は、授業以外では生徒に表現の自由を認めるため、「学校設定」の術語を使用しなかった。なぜならば、「学校設定」は、教育を促進する環境の維持保全のために生徒の表現を制約する条件を設定するものだからである。そのため、同判決は、「学校設定」の概念を使用せず、みなし学内表現を使用してフレイザー事件判決の適用を回避したものとみられる。

他方、ベツレヘム事件は、J.C.事件判決が分類した下級審判決以外に、フレイザー事件判決のみに焦点を当てた判決、複数の判決を適用したものを加えたカテゴリで分類をした<sup>129</sup>。そして、学校の生徒表現の懲戒の根拠には学校の教育的使命を蝕む懸念及び学校環境の特性が必要であり、「フレイザー事件判決だけでなく、ティンカー事件判決も同様である」とし、「我々は、本件にどちらかの判決の結論を適用することを明確に決める必要はない<sup>130</sup>」という結論を導いた。学校による生徒表現の制約を授業に限定せず、「学校が設定した特定の状況において、学校の必要及び学習を支える安全な学校環境を保障するため必要に応じて」規制の正当性を判断する<sup>131</sup>。そこでは、ティンカー基準も一般原則ではなく他の判決と同列に位置付けられ、事案に応じて適用することとなる<sup>132</sup>。この判断枠組みは、「秩序維持派」と同じ判断枠組みである。

<sup>126</sup> J.C., *id.* at 1011.

<sup>127</sup> J.C., *id.* .

<sup>128</sup> また、ティンカー事件判決の紹介においても、「以前から、憲法の基本的な人権保障の条項と矛盾しない範囲で、学校内の行為を指導及び管理するための包括的な権限の必要性を州及び学校職員に認めてきた」*Tinker, id.* at 507. という学校の裁量を容認する部分を（意図的か不明であるが）引用していない。

<sup>129</sup> See *supra* note 125.

<sup>130</sup> *Bethlehem Sch. Dist., id.* at 671-72.

<sup>131</sup> *Bethlehem Sch. Dist., id.* at 651.

<sup>132</sup> ホイラーは、学校内の言論には「モース事件判決及びフレイザー事件判決が適用され、混乱に関係なく、学校は教育的使命と相いれない表現を規制することができる」、とフレイザー／モース枠組みを紹介する。See Thomas Wheeler, *Facebook Fatalities: Students, Social Networking, and the First Amendment*, 31 *PACE L. REV.* 182, 214-15 (2011).

### 3. 4. ティンカー基準の2つのテストの内容

表現の自由派に属するフォータス裁判官は、生徒間の個人の交流を教育の目的に含めカリキュラムの重要な部分とする<sup>133</sup>。他方、生徒が他の生徒の権利を侵害する内容の表現行為を使用して攻撃した場合、他の生徒の権利を保護するために学校が介入する必要が生じる。そこで、両者の均衡を図るため、J.C.事件判決は、他人の「中心的な特徴」である人種、宗教及び性的指向を攻撃する場合、その表現を規制できるとする<sup>134</sup>。確かに、人種などを理由にした差別的扱いは、定型的に反論の余地を与えず被害者に人格的にダメージを与えその対象者を当該社会から排除する<sup>135</sup>。それは学校でも同様である。フォータス裁判官の論理に従うと、「生徒間の個人的交流」の場から他の生徒が排除される場合、学校の重要なカリキュラムが阻害されたことになる。よって、学校の懲戒が許されるレベルは、「生徒間の個人的交流」による自己修復が期待できない表現内容や態様の場合になる。このように解釈すると、それに言及しない日常的口論や表現は、学校の懲戒の対象から除外される。それにより、学校による制約を認める場合を厳格に限定することができる。

これに対し、秩序維持派に含まれるアリト裁判官は、モース事件判決の同意意見において、生徒の表現の自由の日常的な制約を学校設定の特性に係らしめ、また生徒が所定の時間同じ空間に収容される義務を負う学校環境の特性から生徒の身体の安全のために言論が暴力に至る前に学校の介入を認める必要がある<sup>136</sup>と述べる。アリト裁判官の論理に従ってインターネット上の表現に対して学校が制約可能なレベルを考えると、言論が不法行為の「真の脅威」に該当する場合<sup>137</sup>にとどまらず、それに至らない場合でも他のテストを充たす場合にまで拡大される。なぜなら、標的とされた生徒は、捕らわれの聴衆の状態である学校環境にいる限りそれに耐え続けなければならないこと、また出席義務によって加害者と一定時間同じ場所にいなければならないことから、その生徒の安全を保護する正当性が学校に認められる。さらに、「他人を傷つける表現」の態様が学校の基本的な教育的関心と相いれないことで足ることから、「他人の権利」の内容は「中心的な特徴」を含むがそれ

<sup>133</sup> See *Tinker*, 393 U.S. 503, 508. また、ブレナン裁判官は、学校の利益として「教育及び市民的対話の維持」を挙げる。See *Fraser*, *id.* at 688 (Brennan J. concurring).

<sup>134</sup> *J.C.*, *id.* at 1123.

<sup>135</sup> 金尚均は、「一定の属性によって特徴づけられる集団に対する侮辱的表現は社会的な平等関係（の構築）を阻害し、集団に属する人々の社会参加をする機会を阻害する側面を持っている」と述べる。金尚均「ヘイト・スピーチに対する処罰の可能性」『ヘイト・スピーチの法的研究』金尚均編（法律文化社、2014年）166頁、170頁。

<sup>136</sup> なお、J.C.事件においては、J.C.が直接関係者に電話で知らせたことの評価が問題となるが、インターネット上の表現の閲覧を強制していないため、「捕らわれの聴衆」は認定できないと思われる。See *Morse*, 551 U.S. at 424-25 (Alito, J., concurring).

<sup>137</sup> ラベル事件判決は、生徒が脅迫を実行してしまうと合理的に信じる理由が本当にあり、それゆえ真の脅威であり、修正第1条によってその言論は保護されないと述べた。See *Lovell v. Poway Unified Sch. Dist.*, 90 F.3d 367 (9th Cir. 1996). なお、バツレヘム事件判決は、他人の人権侵害の基準を検討していない。

に限定されないと解されるからである<sup>138, 139</sup>。

### 3. 5. 特定個人への表現による攻撃と合憲性判断基準

J.C.事件及びベツレヘム事件はともに、学校外で発信された生徒表現という側面だけでなく、特定個人を表現によって攻撃したという側面も有している。このように実質的混乱のテスト及び「他人の権利」侵害のテストの両方が適用可能に見えるため、両テストの適用関係の検討が必要となる。

J.C.事件判決は、「他人の権利」侵害のテストをいわゆる「ヘイト・クライム」の事由に狭く限定することによって、「中心的な特徴」を除く個人を攻撃する言論を実質的混乱のテストで対応する構成を採用しているものと思われる。これに対して、ベツレヘム事件判決は、実質的混乱のテスト及び「他人の権利」侵害のテストを満たす場合、学校は生徒表現を制約し得ると一般論を述べたが、前者のみを適用し、後者を検討しなかった<sup>140</sup>。

J.C.事件判決は、以上のように特定個人に対する攻撃的表現に対する規制に対して、「他人の権利」侵害のテストの「他人の権利」を「中心的な特徴—人種、宗教及び性的指向」に限定して適用する。しかし、学校がその使命を果たすため、生徒に出席義務を課して一定時間、所定の場所にとどまることを強制するという特性を有することに鑑み、いじめやハラスメントの被害から生徒を保護するためには、「他人の権利」を人種、宗教及び性的指向の3つに限定せず、異なる解釈を検討する余地があると思われる<sup>141</sup>。

#### おわりに

J.C.事件判決を検証すると次のようになった。第1に、インターネット上に校外から発信され学校に到達前の生徒表現には、「入口の問題」を4判決の適用条件とした。その条件は、表現の学校への到達の合理的予見可能性であった。第2に、学内、学外の表現以外に「みなし学内表現」という類型を創出した。第3に、「みなし学内表現」には、4判決が選択、適用されるとした。その上で、「学校内で発信された表現」ではないのでフレイザー事件判決が適用されず、ティンカー事件判決

<sup>138</sup> モース事件判決において、アリト裁判官の同意意見も学校における生徒の安全性を保護する必要性を強調しているが、それはコロンバイン銃の乱射事件の原因が加害者に対する執拗ないじめにあったことが影響しているものと思われる。See *Morse*, *id.* at 424-25 (Alito J. concurring).

<sup>139</sup> ロリラードは、「他人の権利」の基準の「他人の権利」には放っておかれる権利としてのプライバシーを含めて解釈し、ネットいじめのような個人攻撃の事例に「他人の権利」侵害の基準を活用することを提言する。See *Lorillard*, *supra* note 113, at 262-63.

<sup>140</sup> 自分の武器を自慢し、特定の同級生を撃つと脅迫したショート・メールを友人に送った生徒を学校が懲戒した事件において、実質的混乱のテスト及び「他人の権利」侵害のテストの両方を適用して、合憲としたワイナー事件判決もある。See *Wyner v. Douglas County Sch. Dist.*, 728 F.3d 1062 (2013).

<sup>141</sup> 日本における議論であるが、中富公一はいじめの本質を人格に対する攻撃であるとしている。中富公一『自信をもっていじめにNoと言うための本 憲法から考える』（日本評論社、2015年）122-25、130-35頁参照。

の実質的混乱のテストが適用された。第4に、ティンカー基準の「他人の権利」侵害のテストの「他人の権利」の内容が、他人の「中心的な特徴」すなわち、人種、宗教及び性的指向に限定された。

他方、それぞれに異説がある。まず、「学校内の表現」及び「学校外の表現」に二分する見解（生徒表現二分論）がある。生徒表現二分論の中でも、「入口の問題」を考慮するものと、しないものがある。J.C.事件判決と同様に「入口の問題」を考慮するベツレヘム事件判決とは、その条件の内容が異なり、学校環境、学校設定の特性により「入口の問題」を判断する。さらに、学内表現とされた場合には、フレイザー事件判決更にはティンカー基準の併用も認める。学校外表現でも「入口の問題」を満たせば4判決が適用可能だとする。次に、生徒表現二分論で「入口の問題」を考慮しないラビン事件判決は、学校外で発信された表現には、発信源を考慮せずにティンカー事件判決を適用して対応している。

このように異説はあるが、J.C.事件判決は、上記判断枠組みを使用して実質的混乱が生じていなかったもので、学校の懲戒を修正第1条に違反するものとした。しかし、生徒に所定の時間同じ空間に収容される義務を課す学校環境の特性に鑑みて、特定の学校関係者を個人攻撃するインターネット表現は、主として「他人の権利」侵害のテストによるべきであろう。その判断の際は、「他人の権利」を「中心的な特徴」に限定せずに解釈する余地があると思われる。とはいえ、J.C.事件のビデオは、継続性も攻撃の強度も低く、未だ人格への攻撃が認められないため、結論には賛成である。

以上、表現の自由派に属するJ.C.事件判決を中心に、インターネット上の生徒表現に対する学校の懲戒の合憲性の判断枠組み及びその論理を分析してきた。今後、「学校設定」を生徒の表現の自由の制約根拠とし、教育環境の秩序維持及び他の生徒の権利保護を重視する、ベツレヘム事件をはじめとする判決の合憲性判断の枠組み及びその論理を分析してゆきたい。これにより4判決の相互関係の理解の相違とこの問題への対処の差異との関係をさらに解明することができると考えている。



## 生徒のインターネット表現と懲戒処分 —J.C.事件判決合憲性判断枠組みの分析—

俵野英二\*

### 目次

はじめに

1. 4判決

1. 1. 4判決の概要

1. 2. 4判決における裁判官の見解の分類

2. J.C.事件判決

2. 1. J.C.事件の概要

2. 2. 当事者の主張

2. 3. 控訴審判決の内容

2. 4. J.C.事件への適用

3. 評価

3. 1. 「入口の問題」

3. 2. みなし学内表現と4判決の選択

3. 3. 4判決の適用の差異

3. 4. ティンカー基準の2つのテストの内容

3. 5. 特定個人への表現による攻撃と合憲性判断基準

おわりに

### はじめに

学校の敷地外で発信された生徒の表現は、子どもであるがゆえに大人と同じ内容の保障とは言えないとしても表現の自由が保障される<sup>1</sup>。さらに、両親の保護下にあるため、学校に課された課題で

\* 岡山大学大学院社会文化科学研究科博士後期課程

<sup>1</sup> 米沢広一「未成年者と人権」高橋和之・大石真編『憲法の争点』（有斐閣、2008年）66頁参照。合衆国最高裁は、17歳未満の子どもに対する性描写のある出版物の頒布を禁じたニューヨーク州法が問題となった事案において、大人にとってわいせつ物にあらず表現の自由の保障の範囲内にあっても、子どもにはその出版が禁じられる（いわゆる可変的わいせつ概念）とし、子どもと大人で表現の自由を享受する範囲が異なることを明らかにした。See *Ginsberg v. New York*, 390 U.S. 629 (1968)。なお、子どもの人権の制約原理については、佐藤幸治「子どもの『人権』とは」自由と正義38巻6号（1987年）10頁が、内在的制約、外在的制約に加え、パターンリズムに基づく制約の範疇を提示し、「妥当する根拠と範囲を明確にすることが必要というべきではなからうか」と主張している。



ない限り学校の検閲又は懲戒権が及ばないように見える。他方、生徒によるネットいじめ、サイバー・ハラスメント<sup>2</sup>の対策は、教育委員会・学校が中心的役割を担わなければ効果的な対策をとることができないため、学校の果たす役割に大きな期待が寄せられている<sup>3</sup>。ところが、生徒のインターネット上の表現に対する学校の懲戒権の限界について明確な指針がない。

この問題は、インターネット上で表現の自由がどこまで子どもに保障されるのかという問題と、学校外で発信した生徒のインターネット上の表現に対して学校・教育委員会の規制が憲法上どこまで許されるのかという問題を含んでいる。本稿では、後者の問題に焦点を当てて検討を進める<sup>4</sup>。ところが、日本ではインターネット上の生徒表現に対する学校の規制が裁判で争われた事例が少ない<sup>5</sup>ため、日本より裁判で争われることの多いアメリカにおける裁判例を分析することにより、日本における事案の参考としたい<sup>6</sup>。

まず、インターネット上の生徒表現に対する懲戒の合憲性の問題を論じることになるが、この問題は、生徒表現に対する学校による規制の合憲性の判断が基本となる。学校内における生徒表現に対する学校の権限に関する合衆国最高裁判所（以下「連邦最高裁」という。）の判決には、ティンカー事件判決<sup>7</sup>、フレイザー事件判決<sup>8</sup>、ヘイズルウッド事件判決<sup>9</sup>及びモース事件判決<sup>10</sup>（以下「4判決」と

<sup>2</sup> 本稿では、インターネットを使用した同じ学校の生徒を対象とした生徒のいじめをネットいじめと称し、インターネットを使用した同じ学校の教職員への嫌がらせをサイバー・ハラスメントと言う。See Renee L. Servance, *Cyberbullying, Cyber-Harassment, And the Conflict Between Schools And the First Amendment*, WIS. L. REV. 1213, 1214 (2003).

<sup>3</sup> See Jessica P. Meredith, *Combating Cyberbullying: Emphasizing Education over Criminalization*, 63 FED. COMM L.J. 311 (2010).

<sup>4</sup> 前者の問題については、先行研究がある。内野正幸『表現・教育・宗教と人権』（弘文堂、2010年）51頁以下、195頁以下、206頁以下参照。

<sup>5</sup> 日本では、高校生が行ったインターネット上の書き込みに対して学校が長時間事情聴取し停学処分としたのち、当該高校生が自殺し、両親が設置者に国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を請求した事件において、事情聴取における安全配慮義務の違反、停学処分の違法、信義則上の保護者への報告義務の違反のいずれも認められないとして請求を棄却した判決（札幌地判平成25年2月15日 LEX/DB 文献番号25500605）がある。

<sup>6</sup> アメリカにおいては、教育に関する権限が州政府にあるため、連邦憲法上の生徒の人権侵害が関係する場合に限り生徒の懲戒に関する裁判管轄が連邦裁判所にあることになるという、日本における学校の懲戒に関する裁判との構造上の相違に注意が必要である。マーサ・M.マッカーシー／ネルダ・H.キャンブロン＝マカベ（平原春好・青木宏治訳）『アメリカ教育法——教師と生徒の権利——』（三省堂、1991年）11頁参照。See *Tinker*, 393 U.S. at 507. 連邦最高裁もエパーソン事件判決（州立学校におけるダーウィンの進化論の授業を禁止する州法の修正第1条（修正第14条を介して）違反が争われた事案）において、「わが国の公教育は、全般的に州と地方の当局の管理に委ねられている。学校教育制度の日常の運営において生じ、直接的かつはっきりと基本的な憲法上の価値に関係するのではない争いの解釈に裁判所は干渉しないし、することはできない」と述べた。See *Epperson v. Arkan.*, 393 U.S. 97,104 (1968).

<sup>7</sup> *Tinker v. Des Moines Indep. Cmty. Sch. Dist.*, 393 U.S. 503 (1969).

<sup>8</sup> *Bethel Sch. Dist. No. 403 v. Fraser*, 478 U.S. 675 (1986).

<sup>9</sup> *Hazelwood Sch. Dist. v. Kuhlmeier*, 484 U.S. 260 (1988). なお、THE BLUEBOOKのルールに従い、以降の引用は *Kuhlmeier* を当事者名として事件名を省略するが、本文中は他方の当事者の学区の名称「ヘイズルウッド事件」の通称を使用する。

<sup>10</sup> *Morse v. Frederic*, 551 U.S. 393 (2007).

いう。)がある<sup>11</sup>。そこで、第1章ではこの4判決を概観する。

次に、学校外で発信されたインターネット上の表現が、どのような条件で学校内の生徒表現（以下「学内の表現」という。）と認められるかが問題（以下「入口の問題」という。）になる。また、学内の表現と認められた場合、さらに4判決のうちどの判決を適用するかが問題となる。ところで、日本よりも関係する判決が多いアメリカにおいてさえ、連邦最高裁は、これらの問題に未だ判断を示していない。そこで、第2章では、友達が学校外で猥褻な言葉を使って特定の友達の陰口を話している動画をYouTubeに投稿した女生徒を高校が懲戒処分した事件において、その合憲性が争われたJ.C.事件連邦地方裁判決<sup>12</sup>（以下「J.C.事件判決」という。）を取り上げる。この判決を取り上げる理由は、上記諸論点に網羅的な検討が加えられているからである。

J.C.事件判決に対し、ペンシルバニア州最高裁判所の事件であるが、類似の事件に対して同じ諸論点を検討した上で異なる結論を導いたベツレヘム事件判決<sup>13</sup>がある。この事件は、学校外からインターネット上のウェブサイト到校長及び教師への侮辱的な表現や殺し屋を雇うためのカンパを募集する内容を含む投稿を行った生徒に対する懲戒の合憲性が争われた。そこで、第3章はJ.C.事件判決とベツレヘム事件判決とを比較しながら、上記諸論点について論じていく。

## 1. 4判決

### 1. 1. 4判決の概要

インターネット上の生徒表現に対する学校の懲戒の合憲性を検討する前提として、生徒による「学内の表現」を規制した学校の行為の合憲性を検討した4判決を概観する。

#### ティンカー事件

ティンカー兄妹等は、ベトナム戦争反対等の意思を表明するために黒い腕章を着用して登校したことが、学区校長会の決定した方針に反し停学となった。ティンカー等は、学校職員及び学区の校長会のメンバーに懲戒の差止命令及び名目的損害賠償を求めて訴訟を提起した。連邦地方裁判所（以下「一審」という。）及び連邦控訴裁判所（以下「控訴審」という。）は、学校の停学の合憲性を認めた<sup>14,15</sup>が、連邦最高裁は、控訴審の判決を破棄し、差し戻した。

連邦最高裁は、以下のように判示した。まず、生徒は表現の自由を「校門で放棄するとはとても

<sup>11</sup> 生徒表現に対する公立学校の権限に関する連邦最高裁の判例の分析については、拙稿「公立学校の権限と生徒表現の自由——ティンカー事件判決以降の合衆国最高裁の判決の分析」岡山大学社会文化科学研究科紀要第43号141頁（2017年）参照。

<sup>12</sup> *J.C. v. Beverly Hills Unified Sch. Dist.*, 711 F. Supp. 2d 1094 (C.D. Cal. 2010).

<sup>13</sup> *J.S. v. Bethlehem Area Sch. Dist.*, 569 Pa. 638, 807 A.2d 847 (Pa. 2002).

<sup>14</sup> *Tinker*, 258 F. Supp. 971 (1966).

<sup>15</sup> *Tinker*, 383 F.2d 988 (1967).

論じ難<sup>16</sup>」く、修正第1条により憲法上保障される。他方、以前から、憲法の基本的な人権保障の条項と矛盾しない範囲で、学校内の行為を指導及び管理するための包括的な権限の必要性を州及び学校職員に認めてきた<sup>17</sup>。そこで、本件は、生徒の修正第1条の権利の行使と学校当局の規則との調整問題<sup>18</sup>である。

次に、判決は、「授業等予め設定された中で行われる討論に限定され」ず、学校内における「生徒間の個人的相互交流」を「教育課程の重要な部分」として尊重する<sup>19</sup>。とはいえ、「物理的に授業を混乱させ若しくは実質的な無秩序を伴う又は他人の権利の侵害を伴う」生徒の言論は、憲法上保護されない<sup>20</sup>（以下「ティンカー基準」という。なお、前半部分を「実質的混乱のテスト」、後半部分を「他人の権利侵害のテスト」と呼ぶ。）。

結局、実質的混乱のテストを適用し、学校活動の実際の混乱及び将来的に実質的混乱の発生の予見可能性もないことから学校の懲戒は違憲であるとした<sup>21</sup>。

#### フレイザー事件<sup>22</sup>

連邦最高裁は、ティンカー事件判決以降、実質的混乱の合理的予見がなくとも学校による生徒表現の制約が正当化される限定的な領域を認める3つの判決を下した。ティンカー事件判決に対する最初の例外となったのがフレイザー事件判決である。

ベセル高校生のフレイザーは、学校主催の生徒会役員選挙のための学校内集会で、露骨で性的な隠喩の言葉を使って仲間の応援演説をした。それがベセル高校懲戒規則に違反したとの理由で、彼は停学になった。彼と父親は、学区による修正第1条の言論の自由の権利侵害を主張して、差止命令による救済及び損害賠償を求めて提訴した<sup>23</sup>。一審は彼に勝訴の判決を下し<sup>24</sup>、控訴審は一審判決を維持した<sup>25</sup>が、連邦最高裁は、控訴審の判決を破棄した。

連邦最高裁は、次のように判示した。生徒を「共和国の市民」に育成することが公教育の目的であり、学校には生徒に市民の成人としての行為に欠かせない上品さを伝える責務がある<sup>26</sup>。さらに、連邦議会の討論と学校集会のそれとを比べると、「公立学校の生徒の憲法上の権利は、他の設定における大人の権利と同一の範囲ではない<sup>27</sup>」。授業又は学校集会などの学校の設定（以下「学校設

<sup>16</sup> *Id.* .

<sup>17</sup> *Id.* at 507.

<sup>18</sup> *Id.* at 509.

<sup>19</sup> *Id.* at 512-13.

<sup>20</sup> *Id.* at 513.

<sup>21</sup> *Id.* at 514.

<sup>22</sup> *Fraser*, 478 U.S. 675.

<sup>23</sup> *Id.* at 677-79.

<sup>24</sup> *Fraser*, 755 F.2d 1356 (1985).

<sup>25</sup> *Fraser*, 474 U.S. 814 (1985).

<sup>26</sup> *Fraser*, 478 U.S. at 683.

<sup>27</sup> *Id.* at 682-83.

定<sup>28</sup>」という。)でどのような言動が不相当かを決定することは、憲法上禁止されておらず教育委員会の責任である<sup>29</sup>。したがって、フレイザーの発言内容ではなく、下品でわいせつな言葉や態度の使用が学校教育の「基本的価値」に反していると教えるために、学校が生徒を懲戒することは正当である、と判示した<sup>30</sup>。

#### ヘイズルウッド事件<sup>31</sup>

1988年に連邦最高裁は、学校主催の生徒表現に、ティンカー事件判決に対する第2の例外を確立した。ジャーナリズムの授業で生徒が作成した学校新聞のうち、同校の女生徒の妊娠体験及び同校生徒の両親の離婚についての記事を校長が不適切であると判断し、生徒に無断でその記事が含まれる紙面全体を削除した<sup>32</sup>。その新聞の編集担当者であったクールマイヤー等の生徒は、その行為が修正第1条に基づく生徒の権利を侵害したと主張して、教職員及び学区に対して差止命令及び損害賠償を求めて訴訟を提起した<sup>33</sup>。一審は、クールマイヤー等に敗訴の判決を下したが<sup>34</sup>、控訴審は一審を破棄した<sup>35</sup>。連邦最高裁は、控訴審の判決を破棄した<sup>36</sup>。

連邦最高裁は、以下のように判示した。本件の問題はティンカー事件と異なる<sup>37</sup>。生徒の表現を普及するために学校が名前及び資材を貸す場合には、ティンカー基準を適用する必要はない<sup>38</sup>。また、フレイザー事件判決の「公立学校の生徒の憲法上の権利は、他の設定における大人の権利と同一の範囲ではない<sup>39</sup>」という修正第1条の解釈が適用されるものの、この判決の射程は「公式の学校集会での下品で、猥褻で明白に不快な」性格のものに限定される。本件のように生徒の表現を普及するために学校が名前及び資材を貸す場合には、教育者の行為が「正当な教育的関心に合理的に関連する」限り、学校主催の表現活動における生徒の言論の形式や内容に対する編集上の規制の行使は、修正第1条に反しない。したがって、権利侵害は存在しない<sup>40</sup>。

<sup>28</sup> 「学校設定」(school setting)は、教師と生徒との特別な関係によって識別される、学校が設定した生徒の活動範囲を意味する。T.L.O.事件判決においてパウエル裁判官は同意意見において、「教師と生徒の特別な関係は、生徒が活動する範囲の設定を識別する」と述べる。See *N.J. v. T.L.O.*, 469 U.S. 325, 349 (1985)(Powell J. concurring).

<sup>29</sup> *Fraser*, *id.* at 682-3.

<sup>30</sup> *Id.* at 685-86.

<sup>31</sup> *Kuhlmeier*, 484 U.S. 260 (1988).

<sup>32</sup> *Id.* at 262-64.

<sup>33</sup> *Id.* at 262.

<sup>34</sup> *Kuhlmeier v. Hazelwood Sch. Dist.*, 607 F. Supp. 1450 (E. D. Mo. 1985).

<sup>35</sup> *Kuhlmeier v. Hazelwood Sch. Dist.*, 795 F.2d. 1368 (8th Cir. 1986).

<sup>36</sup> *Kuhlmeier*, 484 U.S., at 276.

<sup>37</sup> *Id.* at 271.

<sup>38</sup> *Id.* at 272-73.

<sup>39</sup> *Fraser*, *id.* at 682-83.

<sup>40</sup> *Kuhlmeier*, *id.* at 273, 276.

モース事件<sup>41</sup>

2007年のモース事件において、連邦最高裁は違法薬物の使用を唱導すると合理的に解釈できる生徒表現に限定して、ティンカー事件判決に対する第3の例外を認めた。モース事件では、学校公認の社会的行事又は遠足として学校前の路上でオリンピックの聖火リレーを見学していたときに<sup>42</sup>、高校生のフレデリックと友人たちは、「BONG HiTs 4 JESUS<sup>43</sup>」と違法薬物の使用を唱導すると解釈できる文字を書いた横断幕を広げた<sup>44</sup>。モース校長は、彼らに横断幕を降ろすよう命じたが<sup>45</sup>、彼が指示に従わなかったので横断幕を没収し、彼を停学にした<sup>46</sup>。そこで、フレデリックは、教育委員会及び校長が彼の修正第1条の権利を侵害したとして、確認判決、停学処分の差止め、名目的損害賠償及び弁護士費用を求めて地裁に提訴した<sup>47</sup>。一番は校長及び教育委員会に勝訴の判決を下したが<sup>48</sup>、控訴審は学校の懲戒が修正第1条に違反していると判示した<sup>49</sup>。しかし、連邦最高裁は、控訴審の判決を破棄し、差し戻した<sup>50</sup>。

連邦最高裁は、以下のように判示した。聖火リレーの見学が学校主催行事であるので、フレデリックの表現は、学校内で生じた表現と見なされる<sup>51</sup>。また、過去の連邦最高裁判決は先例として機能しない<sup>52</sup>。代わりに、「学校環境の特性」<sup>53</sup>及び生徒の薬物乱用を防止する「政府の利益」により、学校には違法薬物の使用を唱導すると合理的に解釈できる言論の制約が認められる<sup>54</sup>。

## 1. 2. 4 判決における裁判官の見解の分類

4 判決における各裁判官の見解は、州及び学校・教育委員会の自律的権限を重視する見解を除く

<sup>41</sup> *Morse v. Frederick*, 551 U.S. 393 (2007).

<sup>42</sup> *Id.* at 397.

<sup>43</sup> 直訳すると「イエスのために水パイプでマリファナを一服」と解釈できる。法廷意見は前2語から「マリファナを吸おう」あるいは「マリファナを吸うことは良いことである」の二通りの解釈が可能だと判断した。

<sup>44</sup> *Morse, id.* at 398.

<sup>45</sup> *Id.* .

<sup>46</sup> *Id.* .

<sup>47</sup> *Id.* .

<sup>48</sup> *Id.* .

<sup>49</sup> *Id.* .

<sup>50</sup> *Id.* at 410.

<sup>51</sup> *Id.* at 401.

<sup>52</sup> *Id.* at 405.

<sup>53</sup> アリト裁判官は、「学校内における一般の言論の自由という原則の変更を論じるには、委任の理論ではなく学校設定の特性に基づかなければならない」と学校設定の特性を根拠にすべきと述べる。なお、アリト裁判官の学校設定の特性については、本文3.4.を参照。*Id.*, at 424 (Alito J., concurring, joined by Scalia, Kennedy, Thomas).

<sup>54</sup> *Id.* at 408-10.

と、次のように大きく2つに分類できる<sup>55</sup>。一つ目は、「生徒間の個人的相互交流」を教育課程の重要な部分であるとし、実質的混乱又は他人の権利を侵害しない限り、「生徒の表現の自由」を保障し尊重する見解<sup>56</sup>（以下「表現の自由派」という。）である。これには、ブレナン裁判官<sup>57</sup>、フォータス裁判官<sup>58</sup>、マーシャル裁判官<sup>59</sup>及びスティーヴンズ裁判官が分類される。二つ目は、学校のいくつかの限定領域において生徒は「捕らわれの聴衆」であるという学校環境の特性から聴衆たる生徒を保護する必要、及び学校設定の場における学校の教育的使命を果たすため、基本的な教育的使命に反する生徒の表現を制約し得るとする見解<sup>60</sup>（以下「秩序維持派」という。）である。これには、ティンカー事件判決におけるスチュアート裁判官の同意意見、フレイザー事件判決のバーガー裁判官の法廷意見、ヘイゼルウッド事件判決におけるホワイト裁判官の法廷意見、さらに、モース事件判決のロバーツ裁判官の法廷意見、同判決のアリト裁判官の同意意見が分類される。秩序維持派は、学校には前述のように生徒の表現活動の範囲及びルールを設定する権限が付与されているとする。そして、学校の設定した場においては、生徒表現を規制する際に学校に要求される条件が緩和されてそれ以外の環境より規制権限が広く認められる<sup>61</sup>。それゆえに、限定された領域においては学校設定の特性及び学校環境の特性に応じて合憲性判断基準を検討することになる。

<sup>55</sup> ティンカー事件判決のブラック裁判官、ハーラン裁判官の反対意見、及びモース事件判決のトマス裁判官の反対意見は、州及び学校・教育委員会の自律的権限を尊重するが、少数派にとどまっている。前掲注11参照。なお、中川律は、「価値の教え込み型」と「思想の市場型」の対立、「社会の再構成型」と「社会の再生産型」、「進歩主義イデオロギー教育観」と「文化伝達イデオロギー教育観」等のティンカー事件判決におけるフォータス裁判官とブラック裁判官の見解の対立モデルを紹介したうえで、ライアンの「アカデミックな機能」と「社会的な機能」による分析を紹介する。中川律「アメリカの公立学校における憲法上の権利——公立学校での生徒の言論の自由に関する最高裁判例の分析を中心に——」法学研究論集第22号（2005年）1頁以下参照。また、世取山洋介は、リベラリズムと共同体主義の2つの公民教育法の立場の対立の視点から論じる。世取山洋介「アメリカ公立学校と市民的自由——公民教育法における修正一条法理の展開——」『教育法学と子どもの人権』市川須美子ほか編（三省堂、1998年）125頁参照。さらに、公教育における価値の教え込みと修正第1条の権利の位置づけの観点から分析をするものもある。青野篤「アメリカ公教育における価値の教え込みと生徒の修正一条の権利（1）、（2・完）」大阪市立大学法学雑誌51巻1号22頁、2号（2004年）22頁参照。

<sup>56</sup> See *Tinker, id.* at 513-14.

<sup>57</sup> See *Fraser, id.* at 687, 690 (Brennan J. concurring), (Marshall J. dissenting); *Bethel, id.* at 278-89, 281 (Brennan J. dissenting).

<sup>58</sup> ティンカー事件判決法廷意見において、フォータス裁判官はブレナン裁判官が法廷意見を書いたケイシアン事件判決の教室における「思想の市場」を引用し、その原理は学校の設定した議論に限定されないと論じた。See *Tinker, id.* at 507, 512-13.

<sup>59</sup> フレイザー事件判決において、マーシャル裁判官はブレナン裁判官の原理に賛同すると反対意見中で述べている。See *Fraser, id.* at 690 (Marshall J. dissenting).

<sup>60</sup> See *Fraser, id.* at 683-686; *Tinker, id.* at 515 (Stuart J. concurring); *Morse, id.* at 404-05, 406-08, 424-25 (Alito J. concurring).

<sup>61</sup> *Morse, id.* at 406.

## 2. J.C.事件判決

4判決を適用するにあたって問題となる諸論点をJ.C.事件判決に沿って、論点ごとに分析する。まず、はじめに述べた「入口の問題」、次に、4判決のうちどの判決を適用するかの問題から始める。そこで、まず、J.C.事件の概要を紹介する。

### 2. 1. J.C.事件の概要

下校後、13歳の女子中学生のJ.C.は、レストランでR.S.等数人の友人たちが「あばずれ (slut)」などと同級生C.C.の陰口を言っているところを自分のビデオカメラで録画し、帰宅後、自分のPCからYouTubeに投稿した。その夜J.C.は、そのビデオを見るよう友人5～10人に家にいるべき時間に学校から連絡し、さらに、C.C.にも知らせてウェブサイトからそのビデオを削除してほしいかと尋ねた。しかし、C.C.は、母親と相談してJ.C.にそのままいいと言った<sup>62</sup>。

翌日、C.C.は、母親とともに登校し、スクール・カウンセラーのハートに、ビデオを見て「傷心」しているので教室に行きたくないと相談した。ハートが20分から25分間彼女を説得して授業に出席させたので、彼女は1コマの授業に遅刻しただけであった<sup>63</sup>。その後、学校管理者は、J.C.及びJ.C.が撮影したR.S.等からそのビデオについて聞き取り調査をした。また、ルーサン教育長及びハートは、YouTube及び自宅のPCからそのビデオを削除するようJ.C.に求めた。

ルーサン教育長とハートは、ビデオのことをウォーレン校長に連絡した。ウォーレン校長は、学区人事課長と相談し、同課長は弁護士と相談した上で、J.C.だけを2日間の停学にした<sup>64</sup>。それに対し、J.C.は、ビバリーヒルズ統合学区及び学校管理者であるウォーレン校長、ルーサン教育長及びスクール・カウンセラーのハートに対して、彼女の修正第1条の権利を侵害したことを理由に訴訟を提起した。J.C.は、①校長等に対する損害賠償、②差止による救済、③学区に対する名目的損害賠償を請求した<sup>65</sup>。

なお、学校ではYouTubeを含むSNSがフィルターでブロックされているので、生徒は、学校のコンピュータからそのサイトに接続できないが、インターネットに接続可能な携帯電話を使用すれば閲覧できた。しかし、生徒は学校内での携帯電話の使用が禁止されていた<sup>66</sup>。

### 2. 2. 当事者の主張

J.C.側(原告)は、次のように主張した。学校外にいるときに学校の備品を使わないでビデオを作り、

<sup>62</sup> J.C., 711 F. Supp. 2d 1094, 1097-98 (C.D. Cal. 2010).

<sup>63</sup> *Id.* .

<sup>64</sup> R.S.等下品な言葉でC.C.の陰口を言った女生徒たちは、学校から懲戒されなかった。*Id.* .

<sup>65</sup> *Id.* at 1097.

<sup>66</sup> *Id.* .

それをインターネット上に投稿したので、彼女の行為を規制する権限は学校にはない<sup>67</sup>。さらに、YouTubeのウェブサイトに学校のコンピュータから生徒は接続できないので、そのビデオが学校に到達することは予見不可能であった<sup>68</sup>。

他方、学区側（被告）は、次のように主張した。まず、調査のために5人の生徒がいくつかの授業を受け損ねたこと<sup>69</sup>、C.C.はそのビデオによって「決まりの悪さを感じ、感情が傷つき、そして彼女は一時的に授業に行きたく」なくなったこと<sup>70</sup>、さらに、教育長、校長、スクール・カウンセラー（被告）が、J.C.(原告)の「行為によって生じた混乱に対処するために他の業務から引き離され」、「ドニンガー事件<sup>71</sup>のような実質的混乱が生じた<sup>72</sup>」ことから、実質的混乱のテストに基づきJ.C.への学校の懲戒は正当である。

さらに、「噂話したり、自分の発言がオンライン上で暴露されるかを生徒が心配したりするあまり、授業中生徒が集中できないこと<sup>73</sup>、また、C.C.は派閥を持たないため、そのビデオが同級生に暴力を振うようけしかける可能性があることを経験上恐れた<sup>74</sup>」という、将来の実質的混乱の合理的な確信に基づいて、教育長はJ.C.の懲戒を決定した。さらに、「他人の権利」侵害のテストに関して判断したハーパー事件判決<sup>75</sup>を引用して、「彼女らに自分の価値を疑わせることになる精神的な攻撃から生徒を保護する責務をカリフォルニア州の学校は有している<sup>76</sup>」からであると述べた。

<sup>67</sup> *Id.* at 1105.なお、J.C.側（原告）は、主張の根拠として以下のトマス事件判決及びポーター事件判決を引用した。前者は、ナショナル・ランプーン（性的な風刺を専門としている出版物）を模した、学校非公認の新聞をほぼ学校外で作成し販売した生徒の懲戒に対し、「学校施設外の表現を理由に制裁を課す権限は学校職員にはない」と判示したものである。後者は、「様々な武装をした人による包囲戦の状況下の学校の絵」が描かれたメモ帳を彼の弟がそうと知らずに学校へ持って行き、学校がその絵で彼を退学にしたという事件に対し、その絵が「学校のキャンパス内の生徒の言論を構成するとの認定を採用することはでき」ず、「懲戒行為が彼の修正第1条の権利を侵害した」と判示したものである。See *Thomas v. Bd. of Educ.*, 607 F.2d 1043 (2d. Cir. 1979); *Porter v. Parish Sch. Bd.*, 393 F.3d 608 (5th Cir. 2004).

<sup>68</sup> *J.C.*, *id.* at 1103.

<sup>69</sup> *Id.* at 1107.

<sup>70</sup> *Id.* at 1117.

<sup>71</sup> ドニンガー事件において、エイブリー（生徒）は、学校が行事を中止したことを批判し、行事の中止についての不平を学校職員に述べるよう勧めるメッセージを、自分の学校の生徒や保護者にメールし、また彼女の個人的なブログにも投稿した。その結果、学校は行事について多くのメールや電話を人々から受け取った。裁判所は、エイブリーのメッセージが学校のキャンパスに届くだろうと合理的に予見されたので、ウィスニュースキーの準則をエイブリーの言論に適用して、エイブリーのメッセージはティンカー事件判決によって律せられると結論付け、実質的混乱の基準を充たしたと認定した。See *Doninger v. Niehoff*, 527 F.3d 41 (2d. Cir. 2008).

<sup>72</sup> *J.C.*, *id.* .

<sup>73</sup> *Id.* at 1119.

<sup>74</sup> *Id.* at 1120.

<sup>75</sup> *Harper v. Poway Unified School District*, 549 U.S. 1262, 127 S. Ct. 1484, 167 L. Ed. 2d 225 (2007).

<sup>76</sup> *J.C.*, *id.* at 1123.



## 2. 3. 控訴審判決の内容

### 2. 3. 1. 「入口の問題」

J.C.側（原告）は、学校の備品を使用していない学校外の生徒表現に学校の懲戒権は及ばないと主張したが、連邦最高裁判決にはその問題を取り扱ったものが未だなかった<sup>77</sup>。そこで、J.C.事件判決は、他の下級審判決が4判決をいかに適用したかを生徒表現の発信源を指標にして次のように3つに分類して検討した<sup>78</sup>。

第1に、発信源を考慮せずにティンカー事件判決を適用した判決例として、同級生を殺すことを主題にした絵と詩を書いた生徒を緊急退学とした学校を支持したラビン事件<sup>79</sup>を次のように紹介した。裁判所は、その詩が学校活動と全く無関係に学校外で書かれたことを考慮せず、ティンカー基準を適用した。その理由は、学校外の行為であっても学校内の実質的混乱のリスクを予見させ得るため、基準の適用に際して発信源に重点が置かれていないからである、と論じた<sup>80</sup>。

第2に、表現の発信源を考慮して「入口の問題」の条件を満たした場合に4判決を適用した判決<sup>81, 82</sup>があることを指摘する。例として、前述のベツレヘム事件を挙げ、学校の懲戒が正当であったか否かを決定する際には、ティンカー事件判決の対象となる学内の表現か、又は「修正第1条の保護がいくらか厳格なレベルの対象とおそくなる」純粋な学外の表現であるかを裁判所が最初に決定しなければならない、と指摘した<sup>83</sup>。ここから、4判決を適用するには、ウェブサイトと学校のキャンパスとの間に「十分な関係」があることが必要である、と論じた<sup>84</sup>。

<sup>77</sup> J.C., *id.* at 1102-03.

<sup>78</sup> カルボス等は、J.C.事件判決を学校外に発信源を持つ生徒表現の問題に対処した判決を徹底的に分析したと評価している。See Raul R. Calvoz, Bradley W. Davis and Mark A. Gooden, *Constitutional Implications Of School Punishment For Cyber Bullying*, Cardozo L. REV. De Novo 104, 107 (2014) n.11.

<sup>79</sup> ラビン事件において、ジェームズは、夕方学校外で学校の教育課程とまったく無関係に詩を書き、それを彼の教師の一人に見せに持って行った結果、最終的に校長の知るところとなった。その詩及びジェームズの生い立ちが調査され、結局ジェームズは退学になった。See *LaVine v. Blaine Sch. Dist.*, 257 F.3d 981 (9th Cir. 2000).

<sup>80</sup> J.C., *id.* at 1103.

<sup>81</sup> ウィスニーウスキー事件において、アロン（中等学校生）は、血が飛び散っている人の頭に弾丸を発射している拳銃の絵とその下に「バンダー・モレン先生を殺せ」と書かれたアイコンを自分のパソコン上で作ったことを理由に停学になった。裁判所は、最初にアロンのアイコンと学校のキャンパスとの間の関係を彼の「アイコンが学校施設に到達するだろうと合理的に予見されることが証明されなければならないか」、又は「本当に到達した」かに関して論じ、ティンカー事件判決を適用した。See J.C., *id.* at 1104 (citing *Wisniewski, id.* at 36).

<sup>82</sup> J.C., *id.* at 1105 (citing *Doninger v. Niehoff*, 527 F.3d 41, 50-52 (2d Cir. 2008)).

<sup>83</sup> ベツレヘム事件では、学校職員についての乱暴で軽蔑的なコメントを含むウェブサイトを生徒が作成したことを理由に学校はJ.S.を懲戒した。J.S.は授業中にウェブサイトに接続して他の生徒にそれを知らせていたこと、各教職員は学校でそのウェブサイトに接続することもでき、またそのウェブサイトの対象でもあったことから、裁判所は「ウェブサイトの内容が生徒から教師にわたることは、まぬかれなかった」と認定した。See J.C., *id.* (citing *J.S. v. Bethlehem Area Sch. Dist.*, 569 Pa. 638, 807 A.2d 847, 864 (Pa. 2002)).

<sup>84</sup> J.C., *id.* (citing *Bethlehem, id.* at 865).

第3に、適用を否定した判決例として、J.C.側（原告）が自らの自らの行為に学校の懲戒権が及ばない証拠として引用したトマス事件連邦控訴審判決及びポーター事件連邦控訴審判決を紹介した。トマス事件において連邦控訴審は、「些細なことを除く関連行為の全てが、校門の外で行われるよう慎重に計画された」ので、「本件は、表現が学校施設外であるため、制裁を課す権限が学校職員にはない<sup>85</sup>」。したがって、ティンカー事件判決は適用できず<sup>86</sup>、言論を懲戒する学校の権限は、公共の場において公務員が遵守すべき原理と同じものに律せられる<sup>87</sup>と、判示した。また、ポーター事件において連邦控訴審は、「(その絵を) 学校に持っていく意図は全くなく」、また「彼の絵が登校中に見つかる機会を増やす行動をとっていなかった」ので、「アダム絵が学校キャンパス内の生徒言論に該当するとは認められない」と判示し<sup>88</sup>、学校の懲戒行為がアダム絵の修正第1条の権利を侵害したと、結論を下した<sup>89</sup>。

J.C.事件判決は、以上の分類から学校外でインターネット上に発信された生徒表現を、次のように分類して検討した。

まず、学校外で発信された生徒表現を、①発信後発信者によって学校内に持ち込まれ、又は学校当局が認知した場合、②未だ表現が学校キャンパスに到達していないが、生徒表現と学校キャンパスとの間に十分な関係がある場合、さらに③学校外表現とする意図及び態度が認められる場合に分けた。①の場合は、生徒の意図に関係なく、学校が学校業務に関して影響が及ぶかを予見しえたとき、4判決の問題とする。②の場合は、生徒の意図及び表現内容から学校に到達することが合理的に予見可能である場合は、学内の表現と見なす。③の場合は、純粋な学校外表現とする。

次に、4判決は、モース事件判決を除き、学内で表現された事件であった。そこで、インターネット上の生徒表現への学校の規制の合憲性審査をどの判決に依拠して判断するか問題であったが、多数の下級審判決は、ティンカー基準の実質的混乱のテストを適用して対応してきた。すなわち、「学内の表現」か「学外の表現」かに分類した上で、前者にティンカー事件判決を適用し、後者に「公

<sup>85</sup> トマス事件では、ナショナル・ランブーンを模して生徒の家及び学校外で学校の時間外に、数人の生徒が自分たちで学校非公認の新聞を作成した。それに気づいた1人の教師が新聞のコピーを教室のロッカーで保管することを生徒に許したことを除き、トマスは、彼らの新聞と学校の間関係をすべて切断しようと懸命に努力した。彼らは新聞を学校の外で印刷し、放課後学校のキャンパスから離れた店で新聞を販売した。これらの努力にもかかわらず、ある生徒がその新聞を学校に持ってきたため、トマスはその性的な内容を理由に懲戒された。See *J.C., id.* (citing *Thomas, id.* at 1050).

<sup>86</sup> *J.C., id.* at 1106 (citing *Thomas, id.* at 1050 n.13).

<sup>87</sup> *J.C., id.* (citing *Thomas, id.*).

<sup>88</sup> *J.C., id.* at 1106-07 (citing *Porter, id.* at 615).

<sup>89</sup> *J.C., id.* (citing *Porter, id.*).

共の場において言論を律する一般原則」を適用する<sup>90</sup>（以下「生徒表現二分論」という。）。これに対しJ.C.事件判決は、「学内の表現」、「純粋な学外の表現」と区別しつつ、学校外で発信された表現と学校のキャンパスとの間に十分な関係があるものを学内の表現とみなし（以下「みなし学内表現<sup>91</sup>」という。）、上記学内・外の表現にみなし学内表現を加えた（以下「生徒表現三分論」という。）。<sup>92</sup>そして、みなし学内表現には、4判決が適用可能であるとした。

### 2. 3. 2. 4 判決間の選択

J.C.事件判決は、ティンカー事件判決に対する例外の該当性について、J.C.のYouTubeのビデオは、学校主催の行事に関係して作成されて送信されたものでもなく、違法薬物を容認するものでもないので、ヘイゼルウッド事件判決及びモース事件判決は明らかに適用されないとした<sup>93</sup>。とはいえ、学校外でインターネット上に発信された生徒表現にわいせつ表現が含まれる場合、ティンカー事件判決とフレイザー事件判決の関係が問題となる。J.C.事件判決は、フレイザー事件判決の理論が生徒に礼儀正しさを教える「学校の義務」に根差しているので<sup>94</sup>、「学校内で生じた表現」に限定するべきであると論じた<sup>95</sup>。

### 2. 3. 3. ティンカー基準の2つのテスト

以上から、J.C.事件判決は、ティンカー基準が適用されるとした。ティンカー基準には、実質的

<sup>90</sup> 例えば、バツレヘム事件は「ティンカー事件判決の対象となる学校内の言論か、又は「修正第1条の保護がいくらか厳格なレベルの対象とおそくなる」純粋な学校外の言論であるかを裁判所が最初に決定しなければならない」と指摘する。前掲注83参照。また、ブルーマウンテン学区事件判決の同意意見においてスミス裁判官は、「学校外の言論は、それが持ち込まれると予想されるだけで学校内の言論に変わったりしない」と述べる。See *J.S. v. Blue Mountain Sch. Dist.*, 650 F.3d at 939-40 (Smith, J., concurring).

<sup>91</sup> ロリラードは、学内「遠隔表現」(on-campus "telepresence") と呼ぶ。See Christine Metteer Lorillard, *When Children's Rights "Collide": Free Speech vs. the Right to Be Let Alone in the Context of Off-Campus "Cyber-Bullying"*, 81 MISS. L.J. 189, 196 n.35 (2011) (citing Kenneth R. Pike, *Locating the Mislaid Gate: Revitalizing Tinker by Repairing Judicial Overgeneralizations of Technologically Enabled Student Speech*, 2008 BYU L. REV. 971, 973 (2008)).

<sup>92</sup> マーキーは、「学校内のインターネット上の表現を教育委員会がティンカー事件判決に基づいて懲戒できる表現」及び「学校外のインターネット上の表現を教育委員会が憲法上懲戒することができない表現」と2分類の定義をした上で、「地理的な発信源又は受信によって言論を定義する概念は、生徒の言論を処罰する教育委員会の権限の範囲を制限する単なる法律構成にすぎない」と批判する。See J. P. Markey, *Enough Tinkering with Students' Rights*, 36 CAP. U. L. REV. 129, 149 (2007).

<sup>93</sup> *J.C.*, *id.*, at 1103.

<sup>94</sup> *J.C.*, *id.* at 1110.

<sup>95</sup> J.C.事件判決は、「他の人への言論の提示方法と公立学校教育の『基本的価値』に全く反する猥褻さを区別する権限が学校には付与されているので、『性的に露骨』であるが法律上の猥褻に該当しない演説を集会でしたことを理由に公立学校は生徒を懲戒し得ると、我々はフレイザー事件判決において判示した」というヘイゼルウッド事件判決を引用して、その根拠とする。See *J.C.*, *id.* at 1109-10 (citing *Hazelwood*, 484 U.S. at 266-67).

混乱のテスト及び「他人の権利」侵害のテストが含まれている。J.C.事件のように、特定の生徒が標的にされたとはいえ授業活動が実質的に妨害された事実がない場合、「予見可能な将来の実質的混乱の恐れ」の認定が問題となる。判決は、「予見可能な混乱の恐れを指し示す証拠又は事実」に学校の懲戒の決定が基づいているかどうかを裁判所は判断しなければならない」と論じた<sup>96</sup>。

さらに、判決は、C.C.が傷心し教室に一時行けなくなったことによって学校側（被告）の懲戒処分が正当化されるかを判断するため、「他人の権利」侵害のテストを検討した。そして、このテストを充たした場合、実質的混乱のテストが充足されていなくてもその言論を学校は禁止することができる<sup>97</sup>と述べた。

### 2. 3. 4. 「他人の権利」のテスト

「他人の権利」侵害のテストの適用の際に、「他人の権利」の内容は何かが問題になる。

この問題について、J.C.事件判決は、以下に述べるハーパー事件判決<sup>98</sup>を引用した。ハーパー事件判決は、学校の定めた「沈黙の日」にホモ・セクシャルを非難する宗教上のメッセージが描かれたTシャツを敢て着た生徒の行為をティンカー事件判決に基づき他の生徒の権利を侵害したと判決した。「沈黙の日」とは、「他人、特に異なる性的指向の人への寛容を教える」ことを目的として学校が設定した日である。そして、J.C.事件判決は、ハーパー事件から「他人の権利」侵害のテストの「他人の権利」が「中心的な特徴」に、すなわち人種、宗教、性的指向による差別に限定されることを導いた<sup>99</sup>。ヘイト・クライムとして違法となる<sup>100</sup>表現は、修正第1条では保護されないと解したといえよう<sup>101</sup>。

### 2. 4. J.C.事件への適用

J.C.事件判決は、これまで定立してきた準則を以下のように事件に適用した。まず、第1に、J.C.事件判決は、「入口の問題」について、J.C.のビデオが現実に学校でみられたこと、インターネットを介したこと、J.C.がC.C.や友人にビデオを見るよう連絡したこと、及び学校関係者が見たら学校

<sup>96</sup> J.C., *id.* at 1115.

<sup>97</sup> J.C., *id.* at 1122.

<sup>98</sup> *Harper v. Poway Unified Sch. Dist.*, 549 U.S. 1262 (2007).

<sup>99</sup> J.C., *id.* at 1123.

<sup>100</sup> 1968年の公民権法は、「人種、皮膚の色、宗教又は国民的出身」を理由にした暴力等を連邦の犯罪とした。また、1990年のヘイト・クライム統計法は、「人種、宗教、障害、性的指向、又は民族」を理由とする殺人などの一定の犯罪を連邦政府が情報収集することを定めている。See *The Civil Rights Act of 1964* (Pub. L. 88-352, 78 Stat 241, enacted July 2, 1964); *The Hate Crime Statistics Act of 1990* (Pub. L. 101-275, 104 Stat. 140, enacted April 23, 1990).

<sup>101</sup> バイストロン事件判決は、「生徒の修正第1条の権利は、『他人の権利の侵害を…含む』表現に及ばない」、そして『不法行為責任の結果をもたらすその言論』さえ含まなければ、とこのフレーズを読む」と論じる。*Bystrom v. Fridley High Sch. Indep. Sch. Dist. No.14*, 822 F.2d 747, 752 (8th Cir. 1987).

に知らせに行くと思われる内容であったことから、学外の表現と学校のキャンパスとの間に「十分な関係」の存在を認めた<sup>102</sup>。また、トマス事件やポーター事件とは異なり、J.C.は、彼女の表現が学校に届く機会を増加させるような行動をしていると判示した<sup>103</sup>。

第2に、J.C.事件判決は次のように合憲性判断基準を選択した。すなわち、J.C.のYouTubeのビデオは、学校主催の行事に関係して作成されて送信されたものでもなく、違法薬物を容認するものでもないので、ハイゼルウッド事件判決及びモース事件判決は明らかに適用されない。みだらで、わいせつで明らかに不快な言葉をJ.C.のビデオは確かに含んでいるが、フレイザー事件判決も「学校内で生じた表現に限定される」ので適用されない。結局、YouTubeのビデオは明らかに「その他すべての言論」のカテゴリに分類され、ティンカー事件判決に規律される<sup>104</sup>。

第3に、ティンカー基準の実質的混乱のうち「実際の混乱」の要件は、狼狽した親及び一時的に授業に出るのを拒否した生徒に対処しなければならなかったこと、及び5人の生徒が授業のいくつかを受け損ねたことだけでは、充足されない<sup>105</sup>。「予見可能な将来の実質的混乱の恐れ」も、「緩やかな注意散漫又は好奇心」以上のものを生み出さなければ審査基準を充たさない<sup>106</sup>。また、一般に10代は感情的に脆くて相手を中傷するけんかをしばしばするという理由では、学校の懲戒を支持できない<sup>107</sup>。

最後に、J.C.のビデオは人種、宗教又は性的指向を根拠にC.C.を攻撃していないので、「他人の権利」侵害の基準を適用しない、と判示した<sup>108</sup>。

結局、J.C.事件判決は、修正1条によって保障されるJ.C.の権利を教育長、校長、スクール・カウンセラーが侵害したことを認め、それによる損害賠償及び停学の差止めによる救済を容認した。また、校長等の限定的免責の主張を容認し、損害賠償責任を免除した<sup>109</sup>。

### 3. 評価

#### 3. 1. 「入口の問題」

以上のJ.C.事件判決の判断枠組みの特徴を明確にするために、J.C.事件判決と類似の事件であるベツレヘム事件判決<sup>110</sup>を主として対比させながら論じる。

J.C.事件判決によれば、発信後に学内に持ち込まれ又は学校が認知した学外の表現に、多くの裁

<sup>102</sup> J.C., *id.* at 1108.

<sup>103</sup> J.C., *id.* .

<sup>104</sup> J.C., *id.* .

<sup>105</sup> J.C., *id.* at 1117.

<sup>106</sup> J.C., *id.* at 1119-20.

<sup>107</sup> J.C., *id.* at 1122.

<sup>108</sup> J.C., *id.* at 1123.

<sup>109</sup> J.C., *id.* at 1126.

<sup>110</sup> *Bethlehem Area Sch. Dist., id.* .

判所が、発信源を考慮せずにティンカー基準の実質的混乱のテストを適用している<sup>111</sup>。これに対し、J.C.事件判決は、一般論ではあるがインターネット上の生徒表現に対する学校の懲戒に関する判断枠組みを提示しようとした。すなわち、4判決を適用する前提条件に「入口の問題」の検討を要するとした。これによりみなし学内表現に該当する場合、当該表現の類型に応じて4判決を選択・適用するとした。その上で、J.C.事件判決は、わいせつな表現を使用して生徒が特定の生徒を攻撃の標的とした事件に、ティンカー基準の実質的混乱のテストを適用した<sup>112</sup>。

ベツレヘム事件判決<sup>113</sup>及びJ.C.事件判決は、学校外で発信された生徒表現を判断する際に、「入口の問題」という前提条件を加える修正を行うものである。J.C.事件判決は、この「入口の問題」を設定すれば、トマス事件及びポーター事件のように、本来学校と無関係に流布したり、あるいは流布させるつもりがないゆえに、一般の表現の自由の法理の下で許されるはずだった生徒のプライベートな学校外の表現活動にまで、ティンカー基準が適用されるという不都合が回避できることを明確に示した。他方、ベツレヘム事件判決は、「入口の問題」を、「学校環境に特有の配慮」が必要とされる関係か否かの問題とし、学校内表現と評価される場合、より強い制約を学校に認めた<sup>114</sup>。

次に、「入口の問題」を充たすには、いかなる「条件」を内容とするかが問題となる。様々な見

<sup>111</sup> *J.C., id.* at 1103 (citing *Shanley v. Northeast Indep. Sch. Dist.*, 462 F.2d 960, 970-71 (5th Cir. 1972); *Boucher v. Sch. Bd. of Sch. Dist. of Greenfield*, 134 F.3d 821, 827-28 (7th Cir. 1998); *Killion v. Franklin Reg'l Sch. Dist.*, 136 F. Supp. 2d 446, 455 (W.D. Pa. 2001); *Emmett v. Kent Sch. Dist. No. 415*, 92 F. Supp. 2d 1088, 1090 (W.D. Wash. 2000); *Beussink v. Woodland R-IV Sch. Dist.*, 30 F. Supp. 2d 1175, 1180 (E.D. Mo. 1998); *O.Z. v. Board of Trustees of Long Beach Unified Sch. Dist.*, No. CV 08-5671 ODW, 2008 U.S. Dist. LEXIS 110409, 2008 WL 4396895 (C.D. Cal., Sept. 9, 2008); *Pangle v. Bend-Lapine Sch. Dist.*, 169 Ore. App. 376, 10 P.3d 275, 285-86 (Ct. App. Or. 2000)).

<sup>112</sup> 田中由佳は、「入口の問題」を明示的に扱わず、「学校の権限は限定的にとらえながらも、ネット上での表現が学校に持ち越される形で蔓延し、学校での混乱をもたらすとの予測が合理的に判断できる場合には、個々の事情を加味しながらではあるが学校による規制が許容されることになるであろう」と述べ、学校の権限の限定として捉えている。田中由佳「公立学校における他人を傷つける表現の規制をめぐる憲法問題——アメリカの判例・学説の一考察——」*阪大法学*64巻1号(2014年)157, 175頁。

<sup>113</sup> ロリラードは、この判決以降12年間「入口の問題」の流れを作ってきていると評価している。Christine Metteer Lorillard, *When Children's Rights "Collide": Free Speech vs. the Right to Be Let Alone in the Context of Off-Campus "Cyber-Bullying"*, 81 *Miss. L.J.* 189, 225 (2011).

<sup>114</sup> *See Bethlehem Area Sch. Dist., id.* at 665.

解がある<sup>115</sup>が、J.C.事件判決は、学校外の生徒表現が①学校に到達した、又は②学校に到達することが合理的に予見可能であり<sup>116</sup>、さらに③当該表現が学校に到達することを表現者が認識または合理的に予見しえないような特殊な事情がないことを挙げている。学校による制約を学校外に拡大するので、学内の表現と見なしうる客観的状況及び表現者の認識を条件とすることにより、学校の利益と生徒の表現の自由とのバランスを図る意図が見られる。他方、ベツレヘム事件判決もJ.C.事件判決と同様に当該表現と学校のキャンパスとの間に十分な関係があることを要件とし、前述の①及び②の場合を挙げる<sup>117</sup>。しかし、③の場合に分類されるトマス事件を、純粹に学校外の表現であっても学区の規制又は懲戒の対象に直面した事件と評価し、学校外表現もティンカー基準の対象としうるとする<sup>118</sup>。このような扱いをすれば、学校の利益が重視される逆転した運用となる。

ここで、「学校に到達する」の意味が問題になる。ベツレヘム事件判決は、特定の学校やその関係者に向けられた表現が、発信者によって学校内に持ち込まれるか、又は学校内でアクセスされた場合を「到達」と認定した<sup>119</sup>。他方、J.C.事件判決は、一般に公開されたビデオを発信者以外の学校関係者が学校内でアクセスしたことを以って学校への「到達」を認定した<sup>120</sup>。

### 3. 2. みなし学内表現と4判決の選択

「入口の問題」を考慮しないラビン事件控訴審判決によれば、生徒の表現が学校に持ち込まれるか、

<sup>115</sup> 地理的条件を重視する見解は、田中由佳（学校に持ち越される形で蔓延し、学校での混乱をもたらすとの予測が合理的に判断できる場合に、個々の事情を加味する）、福岡久美子（学校内に届くことを意図した表現、または意図したかどうかに関わらず学校環境に入った表現）及びカルバート（学校が管理するコンピュータにダウンロードするか、または他の生徒に勧めることによって、学校内に持ち込む場合）がいる。田中由佳「公立学校における他人を傷つける表現の規制をめぐる憲法問題——アメリカの判例・学説の一考察——」阪大法学64巻1号（2014年）157、175頁、福岡久美子「サイバースペースにおける生徒の表現の自由」同志社女子大学総合文化研究所紀要31巻16、28頁（2014年）参照。See Clay Calvert, *Off-Campus Speech, On-Campus Punishment: Censorship of the Emerging Internet Underground*, 7 B. U. J. SCI & TECH, L. 243, 285 (2001). 表現者の主観を重視する見解は、マーキー（意図的又は未必的な表現の配信）がいる。See J. P. Markey, *Enough Tinkering with Students' Rights*, 36 CAP. U. L. REV. 129, 150 (2007). 表現内容を重視する見解は、宮原均（内容が、教職員・生徒等に関わるもの）及びサーバンス（表現と学校のキャンパスとの間の関係を否定的な「衝撃の分析」によって行う）がいる。宮原均「アメリカにおける生徒の学校内・外の表現規制」東洋法学57巻1号（2013年）1、23頁参照。See Renee L. Servance, *Cyberbullying, Cyber-Harassment, and The Conflict Between Schools and the First Amendment*, WIS. L. REV. 1213, 1239 (2003)。その他、多元的に分析するキング（多元的な要素（作成場所又は使用資源、閲覧場所、学校内でその話題を議論した生徒数、学校がとった手段、学校の対応の適切さ）により評価される場合）がいる。See Virginia King, *Constitutionality of Cyberbullying Laws: Keeping the Online Playground Safe for Both Teens and Free Speech*, 63 VAND. L. REV. 845, (2010).

<sup>116</sup> スミス裁判官の同意意見参照。前掲注90参照。

<sup>117</sup> *Bethlehem Area Sch. Dist.*, *id.* at 668.

<sup>118</sup> *Id.* at 666.

<sup>119</sup> 実際、ベツレヘム事件は、J.S.本人が学校内でウェブサイトアクセスして友人に見せており、「到達」の該当性を判断する際に、第三者の関与を考慮する必要がなかった。See *Bethlehem Area Sch. Dist.*, *id.* at 668.

<sup>120</sup> *J.C.*, *id.* at 1108.

学校が認知すれば学内表現とされ、4判決の選択の問題から分析を始める。4判決の相互の関係は、ティンカー事件判決を一般原則と解し、残りの3つの判決は限定された例外とした<sup>121</sup>。すなわち、「(1) 猥褻で、みだらで、卑猥で、そして明らかに不快な表現は、フレイザー事件判決によって律せられ、(2) 学校主催の表現は、ヘイゼルウッド事件判決によって律せられ、そして、(3) これらの領域のどれにも分類されない表現は、ティンカー事件判決によって律せられる<sup>122</sup>」。結局、生徒が書いた詩は、政治的内容ではないが、例外に該当しない理由からティンカー事件判決が適用された。

他方、「入口の問題」を考慮するベツレヘム事件判決は、生徒表現二分論を採用し、学校及び学校関係者に向けられた内容を発信した生徒によって学内でアクセスされた表現を「学内の表現」とみなしたので、フレイザー事件判決が適用可能であるとした<sup>123</sup>。そして、「ティンカー事件における政治的な言論とフレイザー事件において公式な学校集会で演説された猥褻で不快な言論にまたがっている<sup>124</sup>」として、両判決を適用した<sup>125</sup>。同判決は、4判決の適用の際、学校内・外の地理的条件を1つの要因に過ぎないと考え、学校環境の特性及び学校設定の特性と当該表現との関わりから問題を捉える。したがって、地理的に学外表現であっても、「入口の問題」の条件を満たす限りティンカー事件判決を適用し得るとし、一般論で学外表現への4判決の適用可能性を認めた。

これらに対し、J.C.事件判決は、生徒表現三分論を採用し、学校外で発信された生徒表現のうち「入口の問題」を充たしたものを「みなし学内表現」とした。そして、J.C.事件判決は、「みなし学内表現」に対するフレイザー事件判決の適用を拒否した。このように、J.C.事件判決が生徒表現三分論を採用した背景には、以下のように生徒の表現の自由を尊重する意図が見られる。すなわち、学校外で発信された生徒表現への規制の合憲性判断にまで4判決の適用を拡大することは、生徒の表現の自由への制限を強化することになる。そこで、「入口の問題」を導入し拡張場面を限定したと考えられる。

### 3. 3. 4判決の選択の差異

前述のように、ベツレヘム事件判決は、ティンカー基準の実質的混乱のテストとフレイザー事件判決を併用して適用した。しかし、J.C.事件判決は、フレイザー事件判決の適用を拒否した。その

<sup>121</sup> *LaVine*, 257 F.3d 981 (9th Cir. 2000).

<sup>122</sup> *Id.* at 988-89.

<sup>123</sup> *See Bethlehem Area Sch. Dis.*, *id.*

<sup>124</sup> *Bethlehem Sch. Dist.*, *id.* at 669.

<sup>125</sup> *Id.* at 671-72. なお、ベツレヘム事件判決は、J.C.事件判決が引用しなかったフレイザー事件判決のみに焦点を当てた判決 *Boroff v. Van Wert City Bd. of Educ.*, 220 F.3d 465 (6th Cir. 2000)、ティンカー事件判決及びフレイザー事件判決の両方を適用した判決 *Denno v. Sch. Bd. of Volusia County, Florida*, 218 F.3d 1267 (11th Cir. 2000)、3つの連邦最高裁生徒表現判例を適用した判決 *Chandler v. McMinnville Sch. Dist.*, 978 F.2d 524 (9th Cir. 1992) を引用している。 *See Bethlehem Sch. Dist.*, *id.* at 671-72.



理由は、J.C.事件判決は、ティンカー事件判決を一般原則とし、残りの3判例を「学校が言論を制約し得る狭い領域<sup>126</sup>」に適用される例外と、4判決の相互関係を捉えたからである<sup>127</sup>。フレイザー事件は、学校が設定した公式の学内集会における猥褻表現が問題となった。これに対し、J.C.のビデオは、放課後、自分の機材を使用して作成し、一般に公開されているSNS上に投稿されたため、学校設定と明らかに無関係であり、生徒は囚われの聴衆の状態でもない。したがって、J.C.のビデオは、「みなし学内表現」と認められたとしても、実質的にフレイザー事件判決の射程外である。

このようにJ.C.事件判決は、みなし学内表現を創出することによってフレイザー事件判決の適用を回避した。ここで、J.C.のビデオは、「学校設定」の特別な配慮が必要な環境でなされた表現ではないので、フレイザー事件判決を適用できないと、「学校設定」の概念で説明が可能であったにもかかわらず、なぜそうしなかったのか疑問が生じる。これは、J.C.事件判決が、1章で述べた最高裁判官の分類という表現の自由派に分類される見解を採用していることに起因していると思われる<sup>128</sup>。同判決は、授業以外では生徒に表現の自由を認めるため、「学校設定」の術語を使用しなかった。なぜならば、「学校設定」は、教育を促進する環境の維持保全のために生徒の表現を制約する条件を設定するものだからである。そのため、同判決は、「学校設定」の概念を使用せず、みなし学内表現を使用してフレイザー事件判決の適用を回避したものとみられる。

他方、ベツレヘム事件は、J.C.事件判決が分類した下級審判決以外に、フレイザー事件判決のみに焦点を当てた判決、複数の判決を適用したものを加えたカテゴリで分類をした<sup>129</sup>。そして、学校の生徒表現の懲戒の根拠には学校の教育的使命を蝕む懸念及び学校環境の特性が必要であり、「フレイザー事件判決だけでなく、ティンカー事件判決も同様である」とし、「我々は、本件にどちらかの判決の結論を適用することを明確に決める必要はない<sup>130</sup>」という結論を導いた。学校による生徒表現の制約を授業に限定せず、「学校が設定した特定の状況において、学校の必要及び学習を支える安全な学校環境を保障するため必要に応じて」規制の正当性を判断する<sup>131</sup>。そこでは、ティンカー基準も一般原則ではなく他の判決と同列に位置付けられ、事案に応じて適用することとなる<sup>132</sup>。この判断枠組みは、「秩序維持派」と同じ判断枠組みである。

<sup>126</sup> *J.C.*, *id.* at 1011.

<sup>127</sup> *J.C.*, *id.* .

<sup>128</sup> また、ティンカー事件判決の紹介においても、「以前から、憲法の基本的な人権保障の条項と矛盾しない範囲で、学校内の行為を指導及び管理するための包括的な権限の必要性を州及び学校職員に認めてきた」*Tinker*, *id.* at 507. という学校の裁量を容認する部分を（意図的か不明であるが）引用していない。

<sup>129</sup> *See supra* note 125.

<sup>130</sup> *Bethlehem Sch. Dist.*, *id.* at 671-72.

<sup>131</sup> *Bethlehem Sch. Dist.*, *id.* at 651.

<sup>132</sup> ホイラーは、学校内の言論には「モース事件判決及びフレイザー事件判決が適用され、混乱に関係なく、学校は教育的使命と相いれない表現を規制することができる」、とフレイザー／モース枠組みを紹介する。*See* Thomas Wheeler, *Facebook Fatalities: Students, Social Networking, and the First Amendment*, 31 *PACE L. REV.* 182, 214-15 (2011).

### 3. 4. ティンカー基準の2つのテストの内容

表現の自由派に属するフォータス裁判官は、生徒間の個人の交流を教育の目的に含めカリキュラムの重要な部分とする<sup>133</sup>。他方、生徒が他の生徒の権利を侵害する内容の表現行為を使用して攻撃した場合、他の生徒の権利を保護するために学校が介入する必要が生じる。そこで、両者の均衡を図るため、J.C.事件判決は、他人の「中心的な特徴」である人種、宗教及び性的指向を攻撃する場合、その表現を規制できるとする<sup>134</sup>。確かに、人種などを理由にした差別的扱いは、定型的に反論の余地を与えず被害者に人格的にダメージを与えその対象者を当該社会から排除する<sup>135</sup>。それは学校でも同様である。フォータス裁判官の論理に従うと、「生徒間の個人的交流」の場から他の生徒が排除される場合、学校の重要なカリキュラムが阻害されたことになる。よって、学校の懲戒が許されるレベルは、「生徒間の個人的交流」による自己修復が期待できない表現内容や態様の場合になる。このように解釈すると、それに言及しない日常的口論や表現は、学校の懲戒の対象から除外される。それにより、学校による制約を認める場合を厳格に限定することができる。

これに対し、秩序維持派に含まれるアリト裁判官は、モース事件判決の同意意見において、生徒の表現の自由の日常的な制約を学校設定の特性に係らしめ、また生徒が所定の時間同じ空間に収容される義務を負う学校環境の特性から生徒の身体的安全のために言論が暴力に至る前に学校の介入を認める必要がある<sup>136</sup>と述べる。アリト裁判官の論理に従ってインターネット上の表現に対して学校が制約可能なレベルを考えると、言論が不法行為の「真の脅威」に該当する場合<sup>137</sup>にとどまらず、それに至らない場合でも他のテストを充たす場合にまで拡大される。なぜなら、標的とされた生徒は、捕らわれの聴衆の状態である学校環境にいる限りそれに耐え続けなければならないこと、また出席義務によって加害者と一定時間同じ場所にいなければならないことから、その生徒の安全を保護する正当性が学校に認められる。さらに、「他人を傷つける表現」の態様が学校の基本的な教育的関心と相いれないことで足ることから、「他人の権利」の内容は「中心的な特徴」を含むがそれ

<sup>133</sup> See *Tinker*, 393 U.S. 503, 508. また、ブレナン裁判官は、学校の利益として「教育及び市民的対話の維持」を挙げる。See *Fraser, id.* at 688 (Brennan J. concurring).

<sup>134</sup> *J.C., id.* at 1123.

<sup>135</sup> 金尚均は、「一定の属性によって特徴づけられる集団に対する侮辱的表現は社会的な平等関係（の構築）を阻害し、集団に属する人々の社会参加をする機会を阻害する側面を持っている」と述べる。金尚均「ヘイト・スピーチに対する処罰の可能性」『ヘイト・スピーチの法的研究』金尚均編（法律文化社、2014年）166頁、170頁。

<sup>136</sup> なお、J.C.事件においては、J.C.が直接関係者に電話で知らせたことの評価が問題となるが、インターネット上の表現の閲覧を強制していないため、「捕らわれの聴衆」は認定できないと思われる。See *Morse*, 551 U.S. at 424-25 (Alito, J., concurring).

<sup>137</sup> ラベル事件判決は、生徒が脅迫を実行してしまうと合理的に信じる理由が本当にあり、それゆえ真の脅威であり、修正第1条によってその言論は保護されないと述べた。See *Lovell v. Poway Unified Sch. Dist.*, 90 F.3d 367 (9th Cir. 1996). なお、バツレヘム事件判決は、他人の人権侵害の基準を検討していない。

に限定されないと解されるからである<sup>138, 139</sup>。

### 3. 5. 特定個人への表現による攻撃と合憲性判断基準

J.C.事件及びベツレヘム事件はともに、学校外で発信された生徒表現という側面だけでなく、特定個人を表現によって攻撃したという側面も有している。このように実質的混乱のテスト及び「他人の権利」侵害のテストの両方が適用可能に見えるため、両テストの適用関係の検討が必要となる。

J.C.事件判決は、「他人の権利」侵害のテストをいわゆる「ヘイト・クライム」の事由に狭く限定することによって、「中心的な特徴」を除く個人を攻撃する言論を実質的混乱のテストで対応する構成を採用しているものと思われる。これに対して、ベツレヘム事件判決は、実質的混乱のテスト及び「他人の権利」侵害のテストを満たす場合、学校は生徒表現を制約し得ると一般論を述べたが、前者のみを適用し、後者を検討しなかった<sup>140</sup>。

J.C.事件判決は、以上のように特定個人に対する攻撃的表現に対する規制に対して、「他人の権利」侵害のテストの「他人の権利」を「中心的な特徴—人種、宗教及び性的指向」に限定して適用する。しかし、学校がその使命を果たすため、生徒に出席義務を課して一定時間、所定の場所にとどまることを強制するという特性を有することに鑑み、いじめやハラスメントの被害から生徒を保護するためには、「他人の権利」を人種、宗教及び性的指向の3つに限定せず、異なる解釈を検討する余地があると思われる<sup>141</sup>。

#### おわりに

J.C.事件判決を検証すると次のようになった。第1に、インターネット上に校外から発信され学校に到達前の生徒表現には、「入口の問題」を4判決の適用条件とした。その条件は、表現の学校への到達の合理的予見可能性であった。第2に、学内、学外の表現以外に「みなし学内表現」という類型を創出した。第3に、「みなし学内表現」には、4判決が選択、適用されるとした。その上で、「学校内で発信された表現」ではないのでフレイザー事件判決が適用されず、ティンカー事件判決

<sup>138</sup> モース事件判決において、アリト裁判官の同意意見も学校における生徒の安全性を保護する必要性を強調しているが、それはコロンバイン銃の乱射事件の原因が加害者に対する執拗ないじめにあったことが影響しているものと思われる。See *Morse*, *id.* at 424-25 (Alito J. concurring).

<sup>139</sup> ロリラードは、「他人の権利」の基準の「他人の権利」には放っておかれる権利としてのプライバシーを含めて解釈し、ネットいじめのような個人攻撃の事例に「他人の権利」侵害の基準を活用することを提言する。See *Lorillard*, *supra* note 113, at 262-63.

<sup>140</sup> 自分の武器を自慢し、特定の同級生を撃つと脅迫したショート・メールを友人に送った生徒を学校が懲戒した事件において、実質的混乱のテスト及び「他人の権利」侵害のテストの両方を適用して、合憲としたワイナー事件判決もある。See *Wyner v. Douglas County Sch. Dist.*, 728 F.3d 1062 (2013).

<sup>141</sup> 日本における議論であるが、中富公一はいじめの本質を人格に対する攻撃であるとしている。中富公一『自信をもっていじめにNoと言うための本 憲法から考える』（日本評論社、2015年）122-25、130-35頁参照。

の実質的混乱のテストが適用された。第4に、ティンカー基準の「他人の権利」侵害のテストの「他人の権利」の内容が、他人の「中心的な特徴」すなわち、人種、宗教及び性的指向に限定された。

他方、それぞれに異説がある。まず、「学校内の表現」及び「学校外の表現」に二分する見解（生徒表現二分論）がある。生徒表現二分論の中でも、「入口の問題」を考慮するものと、しないものがある。J.C.事件判決と同様に「入口の問題」を考慮するベツレヘム事件判決とは、その条件の内容が異なり、学校環境、学校設定の特性により「入口の問題」を判断する。さらに、学内表現とされた場合には、フレイザー事件判決更にはティンカー基準の併用も認める。学校外表現でも「入口の問題」を満たせば4判決が適用可能だとする。次に、生徒表現二分論で「入口の問題」を考慮しないラビン事件判決は、学校外で発信された表現には、発信源を考慮せずにティンカー事件判決を適用して対応している。

このように異説はあるが、J.C.事件判決は、上記判断枠組みを使用して実質的混乱が生じていなかったもので、学校の懲戒を修正第1条に違反するものとした。しかし、生徒に所定の時間同じ空間に収容される義務を課す学校環境の特性に鑑みて、特定の学校関係者を個人攻撃するインターネット表現は、主として「他人の権利」侵害のテストによるべきであろう。その判断の際は、「他人の権利」を「中心的な特徴」に限定せずに解釈する余地があると思われる。とはいえ、J.C.事件のビデオは、継続性も攻撃の強度も低く、未だ人格への攻撃が認められないため、結論には賛成である。

以上、表現の自由派に属するJ.C.事件判決を中心に、インターネット上の生徒表現に対する学校の懲戒の合憲性の判断枠組み及びその論理を分析してきた。今後、「学校設定」を生徒の表現の自由の制約根拠とし、教育環境の秩序維持及び他の生徒の権利保護を重視する、ベツレヘム事件をはじめとする判決の合憲性判断の枠組み及びその論理を分析してゆきたい。これにより4判決の相互関係の理解の相違とこの問題への対処の差異との関係をさらに解明することができると考えている。

